
令和8年 第4回（定例）う き は 市 議 会 会 議 録（第3日）

令和8年6月16日（火曜日）

議事日程（第3号）

令和8年6月16日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（14名）

1 番 吉瀬晋太郎君	2 番 飯田 雅弘君
3 番 徳永真理子君	4 番 須山 聡美君
5 番 今村 清君	6 番 石井 孝幸君
7 番 中畠 崇秀君	8 番 石井 信一君
9 番 末金 良幸君	10番 高木亜希子君
11番 佐藤 裕宣君	12番 野鶴 修君
13番 竹永 茂美君	14番 熊懷 和明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中畠二佐子君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	副市長	吉村 祥一君
教育長	松田 清孝君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君

会計管理者	柳原由美子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	佐藤史津子君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長		山崎 穰君	
保健課長	末次ヒトミ君	福祉課長	宮崎 公子君
こどもみらい課長	蔵満 奈月君	建設課長	今林 豊君
都市整備課長	瀧内 宏治君	水環境課長	見河 弾君
商工観光振興課長	河原 祐介君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長		森山 益資君	
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前 9 時 00 分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（熊懷 和明君） 改めておはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに記載のとおりです。

ここで、松田教育長より、発言の取消しの申出がっておりますので、これを許可します。

松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） 私の昨日の一般質問の答弁の中で、別紙の部分において不適切な発言だったと思っております。改めておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

したがってこの別紙の部分の削除を願い出るものでございます。お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） お諮りします。松田教育長の申出のとおり、発言の取消を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊懷 和明君） 異議なしと認めます。したがって、松田教育長の発言取消を許可することに決しました。

日程第 1. 一般質問

○議長（熊懷 和明君） では日程第 1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。

4 番、須山聡美議員の発言を許可をいたします。4 番、須山聡美議員。

○議員（４番 須山 聡美君） おはようございます。４番、須山聡美でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今議会が私にとりまして、議員となって初めての一般質問となります。諸先輩方の御指導に感謝申し上げますとともに、皆様から託していただいた大切な１票の重みと責任を胸に、皆様の生活を守り、笑顔で暮らせるまち、希望あふれるまちづくりを進めるため、市政の課題について真摯に質問、提案を行ってまいります。市長はじめ、執行部の皆様の前向きで明快な御答弁を賜りますようお願い申し上げます。不慣れで至らない点もあるかと存じますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

私からの本日の質問は、小・中学校トイレにおける生理用品の配備についてです。

この配備についての質問は、以前の一般質問でも令和３年１２月と令和４年３月に２度にわたり、先輩議員が困っている女性の声として質問されていきました。その答弁も拝見しましたが、この質問は、単なる貧困対策だけでなく、全ての女性に関わる健康と人権の問題として捉えることが大切であると考えます。トイレトペーパーと同様に、生理用品は生活必需品です。健やかな学校生活を送る上でなくてはならないものとの考えの下、改めて質問させていただきます。

（１）現在、市内の小・中学校のトイレには生理用ナプキンが配備されていない状況です。生理用品は、女子児童・生徒にとって安心して学校生活を過ごす上で、必要不可欠なものであります。このような状況の中で、女子児童・生徒が学校生活を過ごしていることについてどのように認識されているかお尋ねします。また、貧困対策という面も含めて、人権の視点で検討することが必要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

（２）現在は保健室に生理用品を配備していると伺っています。以下の２点についてどのように認識されているのかをお聞かせください。

１点目、保健室配備としている理由。

２点目、トイレ配備と比較した際のメリット・デメリット。

（３）民間調査では、小・中学生の多くが「授業中にトイレへ行きづらい」、「突然の生理で困った」など、生理に関する困り事を抱えているという調査結果実態が示されています。教育委員会として、こうした子供たちの現状について把握されているのかお尋ねします。

ここで、配付している資料を御覧ください。

小中学生の「生理」に関する実態調査２０２５調査概要です。

生理が来ている割合、小学生６１．５％、中学生９２．１％。

２、学校での困り事、８３．５％が困った経験ありと答えています。主な内訳は、ナプキンを替える時間がない６１．８％、予定外の日にきてしまった４５．２％、生理用品を忘れた４１．

4%、終わったと思ったがまだ続いていた36.0%、椅子や衣服が汚れた35.2%、その他19.1%。

3、困ったときの対処（複数選択）。我慢したというのが最多で51.5%です。その他続いて、友達に相談した36.2%、保健室に行った27.9%、対処していない16.3%、先生に相談した12.0%、汚れた衣服を洗った7.5%ほかとなっております。

4、生理用品を持っていくことへの抵抗。55.1%が抵抗があると答えています。その理由としては、周りの生徒に気づかれない、男子に見られたくない、こっそりと取り出しにくいなどという結果となっております。

5、授業・部活への影響。82.9%が普通の自分と比べて生理中は授業や部活に集中できないと回答し、その理由として、漏れの不安76.1%、おなかや頭、腰の痛み66.2%、気分が不良である54.6%、体が重い49.8%等の結果となっております。

6、ナプキン備品化への意識。学校のトイレにナプキンが置かれていたら不安は軽くなると思うと答えたのが88.7%となっております。学校のトイレにナプキンが置いてあることで、より安心して学校生活を過ごせると感じている生徒が多いという結果となっております。

次に、青い文字で書いているところでありますが、これはある一般企業が行っているナプキンの備品化プロジェクトという取組で、トイレへの生理用品の配備をする学校へ専用ボックスを無償で提供してくれるというものです。蓋もついており、こちらを活用することで衛生的な配備が可能となるのではないかと思います、いかがでしょうか。

子供たちが安心して学べる教育環境の充実のため、生理用品の配備の推進を求め、（４）の質問をいたします。

（４）子供たちの安心につながる取組として、今後、児童・生徒の声を聴きながら、小学校は高学年用トイレから、小学校・中学校1校ずつ試験的導入を行ってみてはどうかと考えますが、教育長の見解を伺います。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） おはようございます。

ただいま小・中学校トイレにおける生理用品配備について、大きく4点の御質問をいただきました。

まず1点目の小・中学校のトイレに生理用品が配備されていない現状については私から答弁をし、2点目の保健室に生理用品を配備している理由と、トイレ配備と比較した際のメリット・デメリットについて、3点目の子供たちの生理に関する困り事を把握しているかについて、4点目の試験的導入を行ってみてはどうかということについては、私の答弁の後、教育長に答弁をさせます。

1点目の小・中学校のトイレに生理用品が配備されていない現状についての御質問でございます。

女子児童・生徒が安心して学校生活を送る上で生理用品が重要な問題であるという点や、いわゆる生理の貧困への対応が、児童・生徒の尊厳や健やかな育ちに関わる重要な人権課題であるという点については議員御指摘のとおり、私も同様の認識を持っております。本市におきましては、現在、小・中学校のトイレに生理用品を配備はいたしておりませんが、保健室に生理用品を配備し、必要とする児童・生徒へ速やかに提供できる体制を整えております。今後も児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教育委員会とともに適切な支援の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） 小・中学校トイレにおける生理用品の配置について、2点目、保健室に生理用品を配置している理由と、トイレ配備と比較した際のメリット・デメリットについての御質問ですが、現在、全ての小・中学校において、生理用品は保健室に常備し、養護教諭との対話の下に必要な児童・生徒に配付しているところです。

これは単に生理用品を配付するだけでなく、子供たちとの会話づくりが重要だと考えており、思春期における体の変化についての指導を行うとともに、女子の児童・生徒に対して、生理に関する具体的な指導を行うことが大変重要だと考えております。トイレに配置することで、誰にも相談することなく、気軽に生理用品を入手できるメリットがある一方で、先ほど申しました児童・生徒への指導する機会が失われることや、適切な物品管理や衛生面での懸念があること等がデメリットとして考えられます。

3点目、子供たちの生理に関する困り事を把握しているのかについての御質問ですが、思春期を迎えた子供たちの中には、悩み事や困り事を相談できずにいる子もいます。特に、議員御質問の生理の困り事に関しては、多感な時期でもありますので、学校に限らず、家庭にも相談できない子供がいる場合もございます。学校におきましては、小学校低学年から生理に関する学習を必ず行っており、生理等で困ったときはいつでも相談するよう指導を行っているところです。また、担任の先生や養護教諭が常に気を配り、子供たちの変化に気づいたときは、関係職員で共有しながら、その状況に応じた対応を取るようにしております。

4点目、試験的導入を行ってみてはどうかについての御質問ですが、トイレに生理用品を配備することにつきましては、これまでも学校と協議してきており、現在のところ保健室に常備するという状況になっております。

議員御指摘のトイレへの生理用品の試験的導入につきましては、近隣市町村の状況、デメリットや課題を整理しながら、どのような配備の仕方がよいのか、引き続き学校との協議を続けてま

いりたいと考えております。

以上です。

○議長（熊懷 和明君） 須山議員。

○議員（４番 須山 聡美君） まず初めに市長より、前向きな答弁をいただきました。

令和８年度第３次うきは市総合計画、「こどもをまんやかにすべての市民が幸せになれるまちうきは」の基本目標の１つ目に、子育て支援と教育環境の充実とあります。この教育環境の充実の一つとして、小・中学校への生理用品の配備をスピード感をもって実行していただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

（２）のほうで、保健室に生理用品を配備している理由と、トイレ配備と比較した際のメリット・デメリットについて教育長より答弁いただきました。

この中で、女子児童・生徒へ指導する機会が失われる、トイレに配備したことによって保健室での指導をする機会が失われるという懸念がありました。こちら、令和３年１２月の前市長の答弁では、子供たちとの会話づくりが重要だということで、保健室の活用を含め、適切に対応を行っているという方向性が既に示されておりました。その後、この５年間で、保健室での対応・対話について、具体的に毎年何件ずつ相談があったのかなど、記録がありましたらお聞かせください。

○議長（熊懷 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） 御質問の今の具体については、担当課長が答弁いたします。

○議長（熊懷 和明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 学校教育課、江藤です。よろしくお願いいたします。

議員御質問の児童・生徒への指導ということでございますけれども、小学校、中学校のほうに少し聞き取りをさせていただいております、ちょっとその内容のほう、読まさせていただきます。

現状、中学校におきましては３人から１０人程度、毎月保健室のほうに取りに来る生徒がいるということでございます。その取りに来る児童というのは固定してる児童ではなくて、生理が始まったタイミングで準備ができなかった生徒が保健室に来るということで、そういった準備の指導、またそういった生理の周期の指導などを行っている聞いております。また小学校におきましては、対応件数は年間を通じてもごく僅かであるということでございますが、やはり長期の修学旅行であったりとか宿泊であったりとかという場合には、必ず生理の指導を行ったりそういった準備をするような指導を行っているという状況でございますので、やはりトイレに配備ということもありますけれども、保健室での指導、またはそういった対話が重要であると考えております。

以上です。

○議長（熊懷 和明君） 須山議員。

○議員（４番 須山 聡美君） 保健室での指導ですね、こちらのほうも大切にしていきたいと思っています。

もう一つ適切な物品管理や衛生面での懸念があることがデメリットとして考えられるということでお話をいただきましたが、トイレットペーパーも常備品だと思いますけれども、トイレットペーパーの管理、物品管理や衛生面はどうお考えでしょうか。生理用品との違いについて、示唆していただければ助かります。よろしくお願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） 担当課長より答弁させていただきます。

○議長（熊懷 和明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） トイレットペーパーと生理用品の衛生的な違いってというのは、すいません、少しちょっとお答えづらいところはあるんですけども、先ほど聞き取りましたということで申し上げますと、やはり保健室の先生から懸念されているのは衛生面というのはやはりあるみたいでございます。蓋つき、もし仮に蓋があっても不十分であろうというような御意見もいただいておりますので、その辺りは十分協議しながらですね、どういった形がいいのかってというのは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 須山議員。

○議員（４番 須山 聡美君） 私が提示しましたアンケート結果を見てお分かりいただきましたように、生徒自ら保健室へ生理用品をもらいに行くことは非常にハードルが高いように感じます。

実際に学校での休み時間も調べてみました。子供たちは短い休み時間の中でトイレを済ませたり、また非常に長い時間我慢をしているという実態が浮かび上がってきました。授業と授業の間の休みは５分から１０分です。１０分あればゆっくりトイレにも行けそうですが、５分ではゆっくりと行くことはできません。そうすると１５分の中休みか昼休みしか時間が取れないことになります。例えば、朝の会の前にトイレに行ったら、次は中休みまで２時間３５分です。中休みから昼休みまでも２時間３５分です。昼休みから帰りの会までだと２時間１５分ないし２０分我慢している子供たちがいるということになります。このような状況下では、保健室へ行くことができないのも無理はありません。ましてや、多感な年頃の子供たちです。ぜひとも御理解いただき、トイレへの配備へ一歩前進をお願いしたいと思います。

（４）のほうに移ります。現在のところ保健室に常備をされており、トイレへの生理用品の試験的導入については引き続き学校との協議を続けていかれるということをお伺いいたしました。令和４年３月にもトイレの配備について学校との協議を掲げてありました。この４年間、どのよ

うな協議をされたのか、お聞かせください。

○議長（熊懷 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） 担当課長が答弁いたします。

○議長（熊懷 和明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） すいません、繰り返しにはなりますけれども、保健室の養護教諭の先生たちと様々意見交換をさせていただいております。その中で保健室の考え方といたしましては、やはり保健室のほうで対応していきたいというのが養護教諭の先生方の意見が多うございました。現状ではそういった状況になっているということでございます。

ただ議員おっしゃいますことも十分私も理解できておりますので、引き続き先生方との協議は続けてまいりたいと思っておりますが、やはり学校側の意向もございまして、十分尊重しながら、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 須山議員。

○議員（4 番 須山 聡美君） ありがとうございます。

現在、うきは市では、市役所西別館、るり色ふるさと館、うきは市民センターの窓口では希望者に生理用品を提供されています。最近では分かりやすいように、トイレの個室にA4のラミネートを貼り、周知をされております。また、生理用品をくださいと言葉にしなくても、そのラミネートに添付されている小さなカードを、うきは市役所でしたら1階の男女共同参画推進室へ持参すればもらうことができるようになっております。今後、小・中学校へ生理用品を配備することになれば、予算の問題も出てくると思います。

そこで、既に実績のある自治体を調べてみました。令和5年に滋賀県草津市が小・中学校20校の保健室とトイレに配備し、市民総合センターや市役所にて配付、同じく令和5年に徳島県神山町では、町内の学校のトイレに配備、そして必要な生徒には1パック提供されているということが分かりました。この2つの自治体は、地域女性活躍推進交付金を活用されています。内閣府が実施するこの地域女性活躍推進交付金における生理の貧困対策は、これまで全国の市町村の約4割に広がっているそうです。今後、うきは市においてもこのような制度を活用をする予定があるか、お尋ねいたします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 私からも少し答弁の補足をしたいと思いますが、まず先に男女共同参画推進室長に答弁させます。

○議長（熊懷 和明君） 男女共同参画推進室長。

○男女共同参画推進室長（山崎 穰君） 男女共同参画推進室の山崎でございます。

議員さんから紹介していただいたとおり、うちのほうではですね、市役所とかり色ふるさと館とかにそういった貼紙をして生理用品の配付を実施しております。ただ、この事業というのがですね、生理用品の配付だけの補助金ではございませんでして、一緒に相談事業とかと抱き合わせの補助金というふうに聞いております。また生理用品だけだと、そのかかった費用に対しての補助金の申請の事務等がかなり大変でございますので、今のところ、男女共同参画推進室で行っている事業については、補助金の活用は今のところ考えておりません。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、議員から御指摘がありましたように地域女性活躍推進交付金を活用した形での取組については他の自治体の事例等も把握をしているところではございます。現状、本市において取組をさせていただいている分については、今、男女共同参画推進室長が申し上げたとおりでございます。

これまでの議論の間で学校教育課のほうから幾つか答弁をさせていただいておりましたが、私のほうから答弁をする機会がございましたので、せっかくの機会ですので答弁をさせていただきたいと思っております。

議員が御指摘いただいているように、トイレのほうに、小・中学校のトイレに生理用品を配備をするというところについては、議員が今日資料で提示をいただいているのの一番下のほうに色文字で記載をいただいておりますが、その蓋つきの容器とかですね、そういったものをつけていただけるような企業があったりとか、そういうものをつければ衛生的に問題ないのではないかなというような部分等の情報共有をいただきましたので、こういったところについては研究させていただきたいと思っているんですが、一方でですね、学校教育課のほうは、養護教諭の先生方とこれまで協議をしてきた中で保健室に置くのが妥当であろうということで判断をされたようでございます。

私自身もですね、なかなか議員がおっしゃっていただいているように、このアンケート資料にもあるように、なかなか人に相談できるような話ではないというような部分もありながらですね、しかしながら、小・中学校に行くとはですね、たまに私も小・中学校よく行きますので、年間を通じて小・中学生と給食を食べる機会をずっとつくっておりますし、学校行事等にも参加をさせていただく中で、お伺いをしたことがあるんですが、私に相談していただいたのは本当にありがたいなと思いながら、それだけ困ってるんだろうなというふうに思ったんですが、小学校だったと記憶してるんですが、その配備をするという考え方は、他の自治体もやってますんで、一定考え方として持ち合わせてたんですが、これは本当に目からうろこだったんですが、私からすればですね。やはり先ほどトイレトペーパーとの比較のお話があったんですが、トイレトペーパーは確かにシングルとダブルの違いがあったりとかですね、色がついてたり香りがついてたり等の

違いはあるかもしれませんが、大概用途は、皆さんお使いになるのは、多く使いたい方はたくさん取ればいいわけですし、様々、自分の好みにカスタマイズができると思うんですが、この生理用品については困ったことの中で御指摘をいただいたように、漏れがあったりとか、多い日があったりとか、もともと体質的に多い方だったり少ない方だったりっていうのがあったりとかですね、人それぞれ違うということで、私は経験をしたことがありませんので、もう伝聞でしかないんですが、そういうことであるので、トイレットペーパーとの違いは衛生的な面よりもむしろそういう個人個人の用途に合わせたものになり得るかなり得ないかだと思っております、私は。です。ので、仮に、ごく一般的と勝手にこっちが思ってるものを置いても、それがですね、御本人にとっては使いづらいものであったりとか、用を足さないものであったりっていうことであることが懸念をされるなということを、その相談を受けたときにですね、初めて思ったところです。私自身も議員を務めているときにですね、実はドラッグストアでアルバイトをしていた経験もありましてですね、品出しをする際に、本当にびっくりするんですが、自分で買ったことはないので初めてだったんですが、すごい種類があります。もうこれだけいろんなニーズに応えないといけない商品なんだなということをそこで初めて知ったんですが、今、小学校、中学校の保健室にはですね、ドラッグストアのように全種類とはいかないんですが、複数種類用意をして対応していると伺っております。ですので、それで全て用を満たすわけではないということではあるかと思いますが、その体質等に合わせたですね、今、おむつの定期便もやっていますが、やはりパンパスがいいっていう方がいれば、メリーズがいいっていう方もいらっしゃるということで、そういうような形でですね、学校現場のほうでも創意工夫をしながら、そういった対応を、きめ細やかな対応を行っているところがございますので、そういった面は他市でやられているかどうか分かりませんが、本市ではそのような取扱いをやっているやに聞いておりますので、ぜひそういったところも見ていただきながらですね、本当に子供たちできれば全員、可能であれば一人でも多くの子供たちが安心してその生理用品等を使えるような環境についてはこれからもしっかりとつくり上げていきたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 須山議員。

○議員（4番 須山 聡美君） それでは、活用せずに予算措置で行っている自治体もありました。北海道教育委員会です。令和4年度から女子トイレ等へ生理用品を先行して配置するモデル的な仕組みを道立学校11校において行い、アンケートを取り、令和5年度4月からは全ての道立学校のトイレに生理用品を配備しています。その予算は市区町村により多少違いはありますが、そのほとんどが予算措置となっており、具体的な予算は、特定の定額として計上されるのではなく、各道立学校に配分される学校運営費（各校の裁量予算や保健室等の消耗品などの枠組み）を活用して措置・購入されています。参考になればと思い紹介いたしました。

先ほどもあるですね、市長のほうからも保健室での種類を置いていただいたりとかという御配慮もお伺いいたしました。アンケートにもありましたとおり、生理になり学校で困ったときの対応で我慢するというのが51.5%で、半数の生徒が困っているという状況ですので、生理用品のトイレへの配備まで決定には時間がかかるかとは思いますが。でしたら、まずはですね、保健室へ行きやすい環境づくりの推進をお願いしたいと思います。

今回、私、初めて一般質問させていただきましたが、これから4年の任期の中で予算などもいろいろと私自身も勉強して取り組んでまいりたいと思いますので、今後の前向きな御検討をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊懐 和明君） これで、4番、須山聡美議員の質問を終わります。

○議長（熊懐 和明君） ここで暫時休憩とします。再開は9時50分より行います。

午前9時37分休憩

午前9時50分再開

○議長（熊懐 和明君） 再開します。

次に、6番、石井孝幸議員の発言を許可をいたします。6番、石井孝幸議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） 6番、石井孝幸でございます。それでは、通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

1項目の文化及びスポーツ施設についてです。

うきは市が平成17年に誕生して既に20年が過ぎていますが、統廃合が進んでいない施設や老朽化等により更新時期を過ぎている施設が数多く見られます。

まず、公共施設等総合管理計画では白壁ホールとかわせみホールの類似した2つの施設を維持していくのは困難な状況ですと書いてあります。1つにするため白壁ホールを残し、これまで長寿命化のため、修繕を行ってきておると思います。一方、かわせみホールは空調設備等の不具合があり、修繕に数千万円かかるため、ホールでは利用を中止し、ステージは練習の使用に限定している状況で、あまり利用されていないのではないだろうかと考えております。そのような状況が長年続いております。

そこで1点目の質問です。これまでずっと修繕をしてこなかったかわせみホールを、またその施設を今後どのようにするのか伺います。

2点目です。同じく資料館も統廃合をしていかなければならないと考えております。浮羽歴史民俗資料館、吉井歴史民俗資料館は、同じ分野の民俗資料の資料館です。うきは市には2つは要らないと思います。金子文夫資料館、菊竹六鼓記念館もございます。うきは市の特徴を生かした

資料館を目指すべきだと思いますが、どのように統廃合するのか伺います。

3点目です。スポーツ施設としては、老朽化等により、更新が必要と思われるスポーツアイランド、浮羽体育センター、吉井体育センターなどスポーツ施設の今後の在り方を尋ねます。

以上3点、よろしく御回答をお願いします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま文化スポーツ施設について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目のかわせみホールとその敷地の今後の利用について、2点目の浮羽歴史民俗資料館、吉井歴史民俗資料館、金子文夫資料展示館等の統廃合について、3点目のスポーツアイランド、浮羽体育センター、吉井体育センターの今後の在り方についての御質問ですが、関連がございますので一括して回答をさせていただきます。

御指摘の施設については、平成29年度に策定をしたうきは市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の維持管理に努めているところでございますが、計画策定から9年が経過をし、いずれの施設も老朽化が進んでおりますので、将来的な活用方法について再検討する時期を迎えているところでございます。

まず、かわせみホールでございますが、老朽化による雨漏りがあり、議員が御指摘いただいたように空調設備も故障しているため、メインホールの使用は各種団体がステージで練習する場合のみ認めており、それ以外の研修室等についても、市の事業での利用は控えているところでございます。

浮羽歴史民俗資料館、吉井歴史民俗資料館、金子文夫資料展示館については、老朽化が著しく、現在の公共施設等総合管理計画において、将来的に集約化していくとの方針が示されていることから、営業日等の見直し等を現在行っているところでございます。

スポーツアイランド、浮羽体育センター、吉井体育センターにつきましても同様に施設の老朽化が進んでおりますので、現在の利用状況を的確に把握をしながら、今後の在り方を検討していく必要があると考えております。

議員も御承知のように、現在、公共施設等総合管理計画の現在のこの計画の期間が今年度までとなっております。10年計画の10年目を迎えているわけでございますが、そのようなことから、新たな公共施設等総合管理計画の策定に向けて、現在、全庁一体となり今後の公共施設の在り方について、それぞれの施設で具体的な検討を進めているところでございます。御指摘いただいた施設を含めた各公共施設の今後の活用方法や統廃合の時期については、その新しい公共施設等総合管理計画やその下につけられます各施設の個別施設計画の中で具体的な方針を示してまいりたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 石井議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） 今の計画が今年度までということで、また来年度から計画を見直すということでした。

まずちょっとかわせみホールなんですが、まず、現在のかわせみホールの利用状況及び年間どれぐらいの経費がかかっておるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 生涯学習課長に答弁させます。

○議長（熊懷 和明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 重信君） 生涯学習課の佐藤でございます。

まずは現在のかわせみの利用状況につきましては、昨年度の成果表の数字でございますが、まず利用状況につきまして御回答いたします。

利用件数という形でいきますと、ホールが昨年度が161件、令和6年ですね、コミュニティルームが378件と、研修室、第2研修室が253件、第3研修室が293件と第4研修室が197件で合計の1,282件でございます。かかる経費につきましては、昨年度令和6年度が決算合計額が約1,800万でございますが、そのうち会計年度の職員の分の人件費分を除きますと、大体1,500万ほどの経費がかかっております。

以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 石井議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） かわせみホールの利用状況、先ほどホールが161件と回答ございました。ただ、これはステージだけの練習がほとんどではなかろうかと。ホール全体の利用としてはもうほとんど利用されていないのではなかろうかと思えます。

それと、維持管理費が年間1,800万円ほどかかっていると。非常にもったいない感じがしております。ある方からは、早く取り壊してですね、公園にしてほしい意見や、新しい多目的施設を造ってほしい意見を聞いております。早急に市民の意見を参考に、市民の憩いの場、もしくはコミュニティ創出の場となるよう進めていただきたいと思います。

次に資料館なんですが、資料館の統廃合で、今の計画ですね、でいくと、2036年、令和18年から供用開始となっております。あと10年もかかる計画です。もう合併して20年、で、さらに10年待ってやっと統合という形なので、もう早急にですね、統廃合を進めていただきたいと考えておりますが、私の見解についてどうお考えでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 先ほどかわせみホールの件と、あと歴史資料館の件について早期の統廃合、また、かわせみホールについては費用等も鑑みて用途の廃止をというような御意見だったと

と思いますが、議員も市役所のほうでお勤めになられた経験もあるので十二分に御承知かと思いますが、当然計画に基づいて行っているものでございます。先ほど答弁で申し上げましたように、この総管理計画が平成27年に策定をされて9年目になります。大変申し訳ございませんが、私は今、ようやく、間もなく市長就任2年でございますので、私がバトンを預かってからもこの更新の計画については、議員時代から石井議員と同じような気持ちでおりましたので、なるべく早く何らかの方向性をつけたいというような思いで、今、答弁をさせていただいた、令和9年度からの総管理計画、これの策定に向けて全力を注ぎ込んでいるところでございます。過去に立ち返って、どうして早くならなかったのかということは、もうどうしようもないことでございますので、いかに今後を前向きに、そして今、担当課には常日頃から申し上げているんですが、5年後、10年後、公共施設でいえば、もっと先でいいと思います、30年後、50年後に子や孫たちの代までしっかりと活用できる、そして、市民の皆さんが満足がいただけるような施設等の整備にはどのようなものがあるのか、どのような方向性があるのかということを常に考えるように職員には申し伝えていますが、そのような観点からしっかりとこれらについては取り組んでいきたいと思っておりますし、あと一方で、今、建設関係の費用等が増嵩している傾向にございます。かわせみホールレベルの大きさの建物を壊すと、単純に考えても億単位のお金がかかるような今、状況下にございます。私ども昨日の一般質問の中でも申し上げたとおり、皆様から預かる税金を使って公金でこういった事業を行っていくわけですので、慎重な公金の執行が求められると思っておりますので、そういった中において、どのような形が適切なのかという时期的なものも図っていかなければならないと思っております。特に、議員から御指摘をいただいているように、かわせみホールもある、歴史資料館もある、何もあるかにもあるで、一気呵成にやると恐らく市の体力がもたないというふうに思っております。しかしながら、ずっと見て見ぬふりというのはできないわけでありまして、優先順位をしっかりと明確にしながらこの執行に当たってまいりたいと思っておりますし、歴史資料館についても、今の現行の管理計画の中で、これはもう集約すべきだというふうに記載がもう明確にありますので、ここについては、しっかりと集約をしていきたいと思っておりますし、これは私個人の考えでありますけれども、歴史民俗資料館も非常に中身は古墳の埋蔵品から江戸時代とか様々な生活文化を計り知るような資料まで様々展示してあって、非常に有意義なものだと思っておりますが、あわせてですね、今、私が懸念しているのはこのまち、今、まち歩きの観光客が非常に増えているんですが、いかがでしょうか、稲荷神社から見る景色がきれい、写真撮ったら、若い人が言う「映える」っていう、要は「映える」ということですねっていうことで撮る、白壁のきれいな町並みの中で、「映える」から写真を撮るという形なんですけど、なぜこのうきはの地に白壁の蔵があれだけ立ち並ぶようになったのかという歴史背景であったり、浮羽稲荷神社の由緒であったり、そういったものについては、その観光

客、まち歩き観光客全く分からないわけです。ですので、こういった資料館を統合するときには、民俗資料館的な一面も残しつつも、そういった観光客の皆さんがこのうきはをより深く御理解いただけるような、そのような施設になれば好ましいというのが、これは私の個人的な考えですが持っておりますので、そういった趣旨等もしっかりと含み入れながら、次年度以降の総合管理計画を策定をしまいたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 石井議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） 市長から資料館についていろいろ詳しく説明を受けました。私も同じ思いでございます。私からの意見といいますか、提案といいますか、新しい資料館にはですね、時代の流れが分かるような展示の仕方、また、うきは市の特徴である装飾古墳や遺跡等からの出土物の展示及び五庄屋を伝える資料館を目指すべきだと考えております。民俗資料は比較的、どの市町村にもありますので、倉庫に保管し、必要なときは見学ができるよう陳列しておく、そのような倉庫を併設したらと考えております。

また現在の資料館の課題の一つとして、いつ行っても同じ展示がされていることだと思います。定期的な展示替えや、期間限定の企画展などを開催し、市民が2回、3回と訪れたくなるような資料館を目指してほしいと考えております。私としては早く統廃合を進めていただきたいと思います。

次にスポーツ施設ですが、これちょっと私、施設を少し調べてみました。スポーツアイランドは平成時代の初期から利用されておりますが、施設の老朽化や更新すべき施設が多くあると思います。トイレを見ますと、野球場とソフトボール場、テニスコートの3か所でございます。和式と洋式のトイレを調べてみました。和式トイレが15個、洋式トイレが6個で洋式トイレがかなり少ない状況です。もっと洋式トイレを増やしてもらいたいと思っております。また野球場のバックネット裏の施設では近年猛暑が続いているにもかかわらず、空調設備が数年間壊れている状況です。さらには野球場では、照明設備として電気代が非常に高い水銀灯をいまだに使用している状況です。ソフトボール場にも照明設備が欲しい状況です。

以上がスポーツアイランドの状況です。

次に、浮羽体育センターでは、照明設備が水銀灯のままです。バックネット裏のトイレに関しては、和式トイレから洋式トイレへの要望がグラウンドゴルフ部から出されていると思います。

次に、吉井体育センターの体育館では、こちらも照明設備が水銀灯のままです。男女のトイレを見ますと、和式トイレがそれぞれ3つずつあり、洋式トイレは一つもない状況です。また雨漏りが数年続いている状況です。

一方、うきはアリーナの体育館では、今年度から空調設備工事が予定されていると聞いております。予算が2億数千万円だったと思います。それよりも、まず今の施設の修繕をするのがよい

のではないかとと思いますが、このような状況をどう考えているのか伺います。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいまスポーツ施設について様々御指摘をいただきました。最後にうきはアリーナの空調設備についてのお話をいただきましたが、額面だけをぽんと言われますとですね、とてつもない金額というふうに感じられるかもしれませんが、議員もいろいろお調べになってるんであれば御承知のとおり、今、うきは市はカーボンニュートラルの取組で脱炭素先行地域に環境省から選ばれておりまして、今、うきはアリーナで計画をされております空調等もその輻射熱等を利用した空調というような形で、その脱炭素先行地域の取組に資する取組ということで、先ほど議員から御指摘をされた金額の部分で大部分を環境省からの補助で賄っているような事業でありますことを申し伝えます。

その中で本市が限られた予算の中で、施設の更新、改修等を行っていくところだというふうに考えております。これは完全に市の一般財源、市が自由に使えるお金の中で、限られた金額の中で進めなければならない事業だと思っておりますので、しっかりと先ほど各種団体等の御要望があるやにお伝えをいただいておりますので、私どももそれはしっかり把握をしておりますので、そういった市民の皆様、御利用者の皆様の御要望等を十分に含めながら、限られた予算の中で順番に方針等を行っていくところでございます。

スポーツアイランド等にも新たにですね、様々、これまでの間も空調等が故障したときの修理であるとかそういったことも行っておりますし、先般は浮羽体育センター、これはもう申し上げるほどのことでもないかもしれませんが、御要望、ベンチがあるといいんだけどと、高齢者スポーツをやられてる方から御要望があつてですね。これは全く予算を投じてないんですが、違うところで使わなくなったベンチをですね、そこに移設をさせていただいたら非常に感謝の言葉を担当課がいただいたというふうなお話も聞いております。何も多額のお金を使ってですね、全てを何も更新するというこのみならずですね、そういった御要望に対して市ででき得る対応、そして少しでも市民の皆さんに御満足いただけるような対応も含めながら、しっかりとこうした施設の維持管理、行ってまいりたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 石井議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） 私も以前生涯学習課にありましたので非常に反省はしておりますが、なかなか修繕の予算を要求してもですね、それが落とされるというのが数年続いてきておりますので、ぜひですね、修繕の予算を認めていただいて更新を進めていただきたいと考えております。

それでは2項目の質問に移りたいと思います。旧東校跡地についてです。

旧東校跡地については、ルリーロ福岡に20年間の無償貸与することになっており、既に3年

目に入っております。公式戦ができるグラウンドの整備が一向に進んでいない状況です。跡地をどのように整備するのか、ルリーロ福岡が示したうきはガーデンパーク構想の絵がありますので、傍聴者には資料を配付しております。この資料を見ますと、グラウンドの北側には多目的複合施設を併設し、グラウンドやグラウンド周りには、子供たちからお年寄りまでが誰でもが楽しめるような魅力的なスペースが描かれてあります。また、地域コミュニティの創出の場や、万が一の場合の災害時における拠点の場が描かれております。特に梅雨時期には、山曾谷川ですかね、があふれ、水害のリスクが高い地域です。早くこのうきはガーデンパーク構想が実現できるよう願っておりますが、そこでルリーロ福岡が示したガーデンパーク構想の実現に向け、市がもっと関与すべきではないかと考えておりますが、市の見解を伺います。

2点目、校舎や体育館等の取壊しが大きな課題だと思います。また、校舎側付近では樹木が生い茂り、環境的にも悪い状況です。ルリーロ福岡とうきは市で解決していかなければならないと考えておりますが、市の見解を伺います。

○議長（熊懷 和明君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま旧東校跡地について大きく2つの御質問いただきました。

1点目のルリーロ福岡が示したガーデンパーク構想の実現に向け、市がもっと関与すべきではないかとの御質問でございます。御指摘いただいておりますうきはガーデンパーク構想はルリーロ福岡が掲げる長期的なビジョンでありますので、市としましてはその理念を十分尊重しつつ、どのように連携できるかについて、事業主体でありますルリーロ福岡と継続的に協議を行っているところでございます。旧東校跡地については、議会での議論や附帯決議の趣旨を踏まえ、ルリーロ福岡への20年間の無償貸与を行っておりますが、これまでの協議の中で様々な要因により当初示された計画、今回、資料を添付いただいておりますような計画、議会に示されたものですね、これよりも進捗が遅れているというふうにルリーロ福岡側からお伺いをしているところでございます。

市といたしましては、以上の前提の中で、できる支援についてはしっかりと行っていきたいと考えており、引き続き、ルリーロ福岡のほうに事業主体でありますうきはガーデンパーク構想のルリーロ福岡との協議を継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の校舎や体育館等の取壊しや校舎付近の樹木の管理について、うきは市の対応はどうだというような御質問ですが、まず市とルリーロ福岡との旧東校跡地の無償貸与に関する契約においては、校舎や体育館等については現状のまま貸与することとなっているため、市として取壊し等を実施する立場にはないことをまず申し添えておきます。しかしながら、校舎にアナグマが住み着いたり、樹木や草が生い茂ることにより、近隣の住民の皆様にご迷惑おかけする実態が発生し、ルリーロ福岡だけでは十分な対応ができない場合は、市として特別に一定の対応を行う必要

があるというふうに考えております。

草木や樹木については、草刈り機等の物品の貸出しでありますとか、実際の草刈り作業、枝打ち作業への協力など可能な範囲で、環境整備にはこれまでも、うきは市として協力をしているところでございますが、今後成長した樹木の伐採等について、委託業者等に対応をお願いしないといけないような大きな樹木等がある場合等には、こうした樹木の伐採の委託等についても検討してまいりたいというふうに考えているところです。

校舎の除却につきましては、度重なる議会からの御指摘や周辺住民の声を踏まえまして、具体の改善につながるような形でルリー口福岡との協議を進めてまいりたいと考えておりますが、何分この校舎の除却には非常に多額の予算が必要となると想定がされます。先ほど石井議員からくしくもかわせみホールを除却についてお話が、あとうきはアリーナの空調等にかかるお金が大きければもっと違うことにとおっしゃられるのとまさに同じようにですね、市として今、お貸ししている中の建物を億単位のお金をかけて除却するそのお金があるならばというような市民の皆様の御意見も多々あるやに思っておりますので、そういったところも踏まえて慎重な検討を行う必要があるというふうに考えているところです。

○議長（熊懷 和明君） 石井議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） ルリー口福岡はですね、令和7年3月には人工芝を全面貼る工事が終わる計画であると資料に書いてあります。しかしその整備が進んでいない状況です。人工芝も12分の1ですかね、張る工事は終えておりますが、もう既に1年以上ですね、進捗がない状況です。なぜ進まないのかヒアリングをされているのでしょうか。されているのであれば、グラウンド整備が進んでいない原因を、分かる範囲で教えていただけないでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（熊懷 和明君） 吉村副市長。

○副市長（吉村 祥一君） 副市長の吉村でございます。よろしく願いいたします。実際のルリー口福岡からのヒアリングは私のほうから行いましたので、私のほうから答弁させていただきます。

今、議員のほうから芝生の張り替えが計画どおり進んでいない、12分の1しかできていないと、なぜかと、原因は何かということで御質問をいただきました。ヒアリング等々してですね、お答えできる内容はこれで十分なものかどうか分かりませんが、一番大きなものはですね、まだいまだこのガーデンパーク構想についてですね、資金の調達、主に資金の調達の面でめどが立っておる状態になってないことが一つあるかと考えております。先ほど言いました12分の1の芝生の張り替えについてはクラウドファンディングを使って1,000万程度かけて行ったという

ことでございますけれども、全面的な芝の張り替えということになれば、当然その何倍も大きい金額が必要となってまいります。そのようなお金をどのように調達するかというところが一番大きい問題だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 石井議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） これまでですね、市議会とのやり取りの中で、まず、令和6年3月議会において、最初ですね、市側からルリーロ福岡に20年間無償貸与したいとの議案に対して市議会側から附帯決議が市長に提出されております。その中にはうきはガーデンパーク構想の具現化に向けて連携して取り組むよう意見が出されております。また、令和6年の12月議会においても市はうきはガーデンパーク構想を実現するため、支援の在り方を検討することと市議会から意見が出されております。

この附帯決議にあります取組状況とか、実現するための支援の在り方の検討はどのようなになっているのでしょうかお聞きします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいまルリーロ福岡への支援について御質問をいただきました。

先ほど来、答弁をしておりますとおり、このうきはガーデンパーク構想については、事業主体がルリーロ福岡でありますから、ルリーロ福岡が取り組む中において支援できることは支援をしていくということは先ほども答弁で申し上げたとおりでございます。その中で今、このガーデンパーク構想に限らず、うきは市が行っている支援、特に今、筑後地域全自治体と連携協定をルリーロ福岡が結んでいる中で、やはり一番最初にルリーロ福岡が誕生して、ホームタウンという形で活動いただいているルリーロ福岡に対しては他の連携協定を結ぶ自治体よりもかなりルリーロ福岡に対して支援を行っているような形だというふうに認識をしております。具体的に申し上げます、まずもって一番大きいのは企業版ふるさと納税、この中でラグビータウンプロジェクト、ルリーロ福岡の活動を支援する枠を設けて、企業の企業版ふるさと納税でこれを支援したいというような御寄附をいただいたところに関しては、ルリーロ福岡の活動に資する取組への補助を行っておりまして、この金額だけでも年間単位で数千万単位のお金がルリーロ福岡の活動に補助をされている状況にあります。当然、企業版ふるさと納税で御寄附をいただいたものですから、ただしっかりとそれを市がふるさと納税の活用の一環としてルリーロ福岡のほうに拠出をさせていただいているということ、これがまず一番大きな部分だと思います。そのほかにも発足以来、御承知のように、地域おこし協力隊として複数名を3年間にわたって本市の職員として採用した実績もありますし、現在は地域活性化起業人制度という総務省の制度がございますが、各種の分野のエキスパートの民間の方を私どもの市役所のほうに迎えて、この地域の活動に資する取組に充

てるといような制度、国の制度であります、その制度を活用して、今ルリーロ福岡のヘッドコーチもやられていますし、また、選手の皆さんと地域とか私たち行政等をつなぐような役割を担っていただいている方を、民間企業から登用しているような実績もございます。人を1人雇うということは当然数百万単位のお金がかかることでございますから、企業版ふるさと納税とどのような様々な取組を通じて、うきは市としては、このルリーロ福岡の活動には活動の屋台骨をしっかり支えるような経済的支援も行っているというふうに自負をしておりますし、また当然、議会の皆様にも熱心に応援をいただいております、市民の皆様にも熱心に応援いただいておりますが、精神的な支えとしてホームタウンとして、ルリーロ福岡のシーズンや活動を様々な行事等でもサポートをしているところは議員も御承知いただいていることだと思いますが、そのような形でルリーロ福岡の活動については、物心ともに支援をしているというふうな思いでございますので、この議会のほうに従前に提出をされたうきはガーデンパーク構想が計画どおり進捗をして、そして市と共同で、この市の施設の一環として整備でき得るような具体的なプランであるとか予算であるとかそういったものが見えるところにおいて、ようやく次のステップに進めるんじゃないかというふうに思っております。令和6年でしょうか、その附帯決議があった議会には、私は議席にいましたので、その議論にど真ん中で加わらせていただいた経過がございます。その際にも、私を含めて複数の議員から、今回お示しいただいてる資料、これぐらいなんです、示されているのが。御承知のとおり今、傍聴席の皆様の手元にも資料があるからお分かりになると思いますが、具体的な数字等が示されずに、いわゆる青写真としてしか示されていないんです。ここは議会でも相当議論があったんですが、今後、ルリーロ福岡が発展的にこの計画について取り組んでくれるだろうというような期待感も込めて当時の議員の皆さんは附帯決議をつけて、この取組が前進することを期待していたわけです。

それともう一つは、そのときに議論があった、議事録を引いていただければ分かると思うんですが、ファーストステップとしてこの芝生を前面に敷いて、練習なり簡単な試合なりができるいわゆる全面芝生化、これを人工芝でやるのか天然芝でやるのかは、事業主体のルリーロさんの御判断次第だと思いますが、ここぐらいまではしっかりとルリーロ福岡、事業主体であるルリーロ福岡がやっていただいた上で、それから先の、今、石井議員から御説明があったような市の防災施設になり得る箇所があったり市民の憩いの場になるような場所があったりするところの整備についてはしっかりと市も協力ができればいいですねというような話だったと記憶をしております。

ですので、今そのスタートラインにまだ立ててない状態だというふうに思ってます。ですので、今後もルリーロ福岡に対しての支援は、最初に申し上げたような支援をやっていく中において、このガーデンパーク構想については、一定事業主体であるルリーロ福岡さんにも、議会の皆さんや市民の皆さんに広く御理解がいただけるような事業進捗を求める必要があるというふうに考え

ております。

○議長（熊懷 和明君） 石井議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） グラウンド整備がですね、もう1年以上も中断しておるということが非常によろしくないと思ってます。何らかですね、動きを見せないと、企業版ふるさと納税もですね、逃げていくのではなかろうかと思うんですよ。

それで私が考える意見ですけれども、グラウンド整備が進むようにですね、もうちょっとさらに連携をして、次を考えていただきたいなと考えています。

それと、グラウンド整備が先だということでしょうが、グラウンド整備以外で何らか着手すればよいのではないかと考えてます。実行に移すことが重要だと考えております。例えば樹木が伸び放題になっており、校庭にすら入れない状況で、私も見に行ったときにですね。アナグマに2匹ですね、遭遇しました。そういう状況ですね。よって、樹木の伐採を少しずつ始めたらよいのではないかと考えています。費用負担については協議ですけれども、樹木伐採が可能な有志を募ってですね、費用を抑えることも可能ではないかと考えております。そのときにはですね、私も微力ですが協力したいと考えております。

それともう一つ大きな課題として、校舎の解体ですが、私が四、五年前にある業者にですね、解体費用を尋ねましたところ、約2億円と言われました。もう全てですね、解体するということで2億円。その後物価高騰、人件費高騰で今設計してみると、3億円は超えると思います。この数字は、市が発注する場合です。市の設計単価っちゃうのがですね、ちょっと高いと思いますので3億を超える状況かと思っています。ルリー口福岡が発注すればですね、もっと安くなるのではないかなと思います。ルリー口福岡が発注して市が何らか支援できればよいと考えております。また、解体で出る鉄・アルミを売って解体費を抑えることも可能だと思ってます。現在、金属類、高価で取引されております。

とにかく、現在グラウンド整備がストップしている状況、何らかの動きを見せることが重要だと思います。動きがあれば企業版ふるさと納税も増えるのではないかなと思います。

以上、私の意見についてどう思われたのか。何かありましたらお願いしたいと思います。

○議長（熊懷 和明君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） 様々御提案と御意見等をいただいたというふうに思っております。何よりも石井議員がこの旧東校跡地のしっかりといい形で活用されるように、御自身もしっかり頑張っていきたいというような思いは、熱意はしっかりと伝わってきましたので非常にありがたいことだと思っておりますし、また議員がいろいろ草刈り等も含めてお力添えをいただけるのは非常にありがたいことだというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

その中において、議員も、公職に就かれていたわけですから御承知のとおり、仮にこれを市が

何らかの形で事業として取り組む場合に必要なもの、最低限必要なものがありまして、これがまさに事業計画だというふうに私は認識をしております。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、このうきはガーデンパーク構想自体が、今皆様のお手元にある資料のみといてもいいような状況でございます。

具体的などんな施設を建てるのかとかそれにどれぐらいのお金がかかるのか。そしてその費用をルリーロさんとしてはどのような形で用立てていこうとしているのかという資金計画等も含めた具体の事業計画がない中において、市が先行して、そして、形のまだ見えてないものに対して公金を投入するということには、市民の皆様や議会の皆様の御理解を得るのは非常に困難ではないかというふうに私は考えております。

ですので、先ほど来、答弁で申し上げましたように、このうきはガーデンパーク構想については、今後、これまでの協議の間でもルリーロさんにはお願いを申し上げているんですが、具体の事業構想でありますとか、様々事業主体であるルリーロさん側が準備すべきものについてお示しができるようなものというものを、しっかりと御提示をいただく必要があらうかと思っておりますし、そういったものをまた再度市民の皆様、そして議会の皆様にも見ていただき、御討論いただいた上で、今後の市の支援の在り方というのに対して議会の皆様からも御助言等を賜れば十二分にそれを参考にさせていただきながら、市としての方向性を定めていきたいというふうに考えているところでございます。

樹木の伐採については先ほど申し上げましたように、近隣の住民の皆様の御迷惑にならない形で市として取り組んでまいりたいと思っておりますが、大きな木に関してはですね、これ素人がやると非常に危のうございますので、こういったものについてはしっかりとお金はかかりますが業者の方等をお願いをしながらやるべきものだというふうに思っておりますし、あと途中でおっしゃった山曾谷川の件がありますが、今、山曾谷川はその上流にですね、遊水地を造っておりますので、こういったところで水害被害の低減等を今後は図っていきたいと思っておりますので、地域にしっかりと資するような形で総合的に取組を進めていきたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 石井議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） とにかく今のですね、ストップしている状況を何とかですね、動きを見せていただきたいと思いますので、ルリーロ福岡とですね、うきは市と協議をさらに進めていただきたいと思いますと考えております。

それでは最後の3つ目の質問です。

うきは市は平成20年に平野部が準都市計画区域に指定されております。近隣の状況、これは久留米市とか朝倉市、八女市なんですが、状況を見ますと都市計画区域をうきは市も目指さないといけないと思っております。現在の都市計画は以前のような高度成長期の都市計画ではなく、

人口減少と高齢化社会を背景に、快適な生活環境を実現すること、効率のよいコンパクトシティを進めていき、中心市街地と郊外地をうまく連携していくこと、いわゆるコンパクト・プラス・ネットワーク、これを目的としておりますので、うきは市にとっても必要だと考えております。そこで、うきは市における都市計画の概要と進捗状況を伺います。

2点目、都市計画区域に指定されたらどのように変わるのか伺います。

○議長（熊懷 和明君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま都市計画について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目のうきは市における都市計画の概要と進捗状況について、2点目の都市計画区域に指定されたらどのように変わるのかにつきましては関連がございますので、併せて御回答いたします。従前お勤めいただいていたときは都市計画準備課長として御活躍いただいた議員には釈迦に説法な部分もあるかもしれませんが、御容赦いただければと思っております。

本市では平成20年に筑後吉井重要伝統的建造物群保存地区を除く平野部が、福岡県により準都市計画区域に指定をされているところでございます。この指定により、一定規模以上の開発行為に係る許可の義務づけや建築物等への建築基準法による容積率、建蔽率、接道義務の制限が課されるなど、良好な環境を保全するための措置が一定講じられてきたところでございます。都市計画区域については県内では28市23町で指定をされており、近隣では久留米市の田主丸町域が準都市計画区域から都市計画区域に移行をしているところでございます。都市計画区域では準都市計画区域と違い、道路、公園等といった都市施設を定めることができることから、都市計画区域の指定を行った上で、立地適正化計画を策定し、国の交付金を活用したハード整備を進める動きが全国的に広まっているところでございます。

本市といたしましても、市民の皆様の良好な住環境に配慮した都市機能の整備のため、都市計画区域への指定準備を現在進めているところでございます。

続いて、本市の都市計画の概要と進捗状況、そして今後どのように変わっていくのかについてでございます。

まず、都市計画区域の指定は県が行うものであり、県が定める区域マスタープランに基づいて、本市の区域が決定をされます。筑後都市圏の区域マスタープランにおいては、拠点と公共交通軸による集約型の都市づくりという方向性が示されておりまして、本市ではJR筑後吉井駅、うきは駅が拠点として、JR久大本線が基幹公共交通軸として位置づけられております。基本的には現在の準都市計画区域が都市計画区域に移行される形になると想定をしているところでございます。その後、本市において、区域マスタープランに即して市の都市計画マスタープランを策定し、住居、商業、工業といった土地利用の種別ごとの用途地域を定める手続を行う運びとなっております。

現在、令和4年度から着手した都市計画基礎調査などを基に、指定に向けた準備を進めており、市内の大半を占める農業振興地域や吉井町の伝統的建造物群保存地区について、どのように取り扱うか、関係機関などと協議を重ねている段階でございます。

都市計画は、市民の皆様が安全かつ快適に暮らせる未来を築くための重要な仕組みでございます。またこれまでの議会や市民アンケート等でも多く求められております、公園の、まちの中の公園の整備というのが非常に大きな声でございますが、そういったものもこうした都市計画の中で先ほど申し上げた公園等を定めることによって、国からの補助等が出るような形になりますので、そういった意味でも非常に有意義なものであるというふうに考えております。今後、議会や地域住民の皆様へ丁寧に説明をし、対話を通じて合意形成を図りながら、具体的な都市計画案の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 石井議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） 都市計画区域になればですね、国の交付金を活用したハード整備を進めることができるということだと思います。うきは市も早く都市計画区域になり、ハード整備を進めてほしいと思っております。具体的にですね、都市計画区域になるのはいつでしょうか。伺います。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 都市整備課長に答弁させます。

○議長（熊懐 和明君） 瀧内課長。

○都市整備課長（瀧内 宏治君） 都市整備課の瀧内でございます。よろしくお願いいたします。

お尋ねいただきました都市計画のですね、スケジュール感でございます。

先ほど市長が御答弁いたしましたように、まず都市計画区域の指定というのは福岡県が行うものでございます。そしてその根拠といたしましては、区域マスタープランというものをですね、策定されるということでございます。この区域マスタープランがですね、次回、令和13年度をですね、想定されて県も動かれているということでございますので、そこに合わせたような形でですね、今スケジュールを調整してやらせていただこうとしております。

以上でございます。

○議長（熊懐 和明君） 石井議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） 令和13年度から都市計画の予定だということでしょうか。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 都市整備課長に答弁させます。

○議長（熊懐 和明君） 瀧内課長。

○都市整備課長（瀧内 宏治君） すいません、令和13年度からというような言い方をさせてい

ただいたんですけど、令和13年以降ということで、趣旨の発言でございました。

以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 石井議員。

○議員（6番 石井 孝幸君） 近い将来ですね、うきは市に都市計画区域が福岡県より指定されるということだと思います。それにより、うきは市がいろいろな整備をすることに対して国から交付金が下りてくるのではないかと。先ほど質問しました御幸地区のかわせみホールの跡地整備とかですね、旧東校跡地整備についても計画にのせれば、国から交付金が下りてくるのではないのでしょうか。また、先ほど市長答弁の中にですね、筑後都市圏の区域マスタープランでは、拠点と公共交通軸による集約型の都市づくりの方向性が示され、JR筑後吉井駅、うきは駅が拠点として位置づけられていると説明を受けました。私もうきは市の玄関である2つの駅周辺の整備も必要だと考えております。両駅ともですね、入場する改札口が片方しかありません。両方からですね、入場できればさらに便利になり、利用客も増えるのではないかと考えております。とにかく都市計画になればですね、様々なハード整備に対して国から半分近くの交付金が下りてくるといことだろうと思いますので、都市計画の後に、立地適正化計画とかですね。都市再生整備計画ですか、そういうのも必要になってくるとは思いますけれども、早くですね、都市計画区域になるよう期待しております。

以上3点でしたが、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊懷 和明君） これで、6番、石井孝幸議員の質問を終わります。

○議長（熊懷 和明君） ここで暫時休憩とします。再開は11時5分より行います。

午前10時48分休憩

午前11時05分再開

○議長（熊懷 和明君） 再開します。

次に、7番、中畠崇秀議員の発言を許可します。7番、中畠崇秀議員。

○議員（7番 中畠 崇秀君） 7番、中畠崇秀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日が初めての一般質問でございます。いささか緊張しておりますが、本日のこの気持ちを胸に刻みまして、初心を忘れることなく、これからの議員活動に精いっぱい取り組んでまいりたいと思っております。うきは市のため、市民の皆さんのために今後一生懸命頑張りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

私から質問させていただきますのは大きく3つでございます。まず1つ目の質問でございます。

うきは市における子供の権利擁護の取組についてということで小さく3つ分けて質問させていただきます。

まず1つ目でございます。2023年4月1日に内閣府の外局としてこども家庭庁が発足しております。皆さん御存じのとおりでございます。子どもアドボカシーが広く浸透するような仕組みづくりが進められてきております。うきは市におきましても今年度新たにこどもみらい課を創設し、手厚い取組が進められるとしております。そのような中でヤングケアラー問題、もうこれはですね、もう昔からずっと言われてきておるものでございます。我々の子供の頃、当たり前に行ってきたような子育ての在り方というのが、近年やはり子供の権利擁護、人権という部分でいきますと、やはり子供たちの時間、かけがえのない時間、また子供たちの人権を擁護するという取組からですね。その部分が重く子供たちの部分が受け止められるようになってきております。

そのような中で、ヤングケアラー問題につきまして、これまでどのようにうきは市におきまして取組が行われ、対象児童・生徒の把握、課題解決にどうつなげてこられたのかをお伺いしたいと思います。市長、教育長、お二人に御回答いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして2つ目でございます。子供期の不遇な境遇により、心に傷を負い、成人になって苦しみ続けると言われておりますACEサバイバー、非常に新しい用語ではございますが、逆境的小児期体験、それにつきましてですね、対象児童・生徒の把握及び家庭へのアプローチ等、どのように取り組まれているのか、関係機関との連携状況も含めてお伺いいたします。

続きまして3つ目、小さい3つ目でございます。子供の課題に係る専門職として、子どもアドボケイトというものがございます。その配置が必要と思いますが、現在のうきは市の配置状況につきまして動員されておられるのかを伺いたいと思います。

以上、3つでございます。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいまうきは市における子供の権利擁護の取組について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目のヤングケアラー問題に係るうきは市の取組についての御質問でございますが、令和6年3月にヤングケアラーの実態を把握し、必要な支援策を検討するため、市内の学校9校の児童・生徒1,269名を対象に、「ヤングケアラー支援のためのこどもの生活実態調査」を実施いたしました。調査の結果、家族の世話をしているために、やりたいけれどできないことがあると感じている児童・生徒が小学生で2.2%、中学生で1.0%ほどいることが分かるなど、市内におけるヤングケアラーの実態把握につなげることができたというふうに思っております。

一方で、課題として、ヤングケアラー本人が自身が置かれている状況を十分に認識できていな

い場合や、家族のケアを当たり前のこととして受け止め、支援を求める必要性を感じていない場合等があることも把握できたところでございます。

本市ではヤングケアラー本人が自らの状況を理解し、必要なときに相談や支援につながるができる環境整備を目指しており、まずは周りの大人の理解促進と、支援体制の充実を図るため、令和6年度、令和7年度に講演会を開催いたしました。あわせて子供と接する機会の多い関係機関を訪問し、ヤングケアラー支援の手引きを配付、また、ヤングケアラー支援の相談窓口であるこども家庭センター「うきはあと」の周知を継続して行っているところでございます。

こうした取組により支援が必要な子供を早期に発見し、適切な相談・支援につなげることができる体制づくりを現在進めているところでございます。

ヤングケアラーは家庭内の問題として表面化しにくく、本人に自覚がない場合もあるという特性も踏まえ、今後も関係機関との連携を一層強化しながら、早期発見、早期支援に努めるとともに、誰もが安心して相談できる環境づくりと周知啓発を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のACEサバイバーの把握及び家庭へのアプローチについての御質問でございます。

ACEサバイバーを含めた家庭環境に起因する様々な課題を抱える子供につきましては、そのような環境が将来の心身の健康や社会生活に影響を及ぼすことが懸念されることから、早期発見、早期支援が重要であると認識をいたしております。このため、こども家庭センターを中心に、学校、保育所、認定こども園、児童相談所、警察、医療機関、民生委員・児童委員などからの相談や情報提供を通じて、支援が必要な子供や家庭の早期発見に努めております。また、家庭へのアプローチにつきましても、家庭児童相談員、保健師、助産師、社会福祉士、女性相談員などの専門職が連携し、面談や家庭訪問を行うとともに、保護者の養育不安や生活課題に応じた相談支援等を実施しているところでもございます。

今後も早期発見、早期支援の観点に立ち、継続的な見守りや相談支援を行うとともに、関係機関との連携を一層強化し、子供と家庭に寄り添った包括的な支援体制の充実に努めてまいります。

3点目の子どもアドボケイトの配置についての御質問でございます。

令和4年に成立したこども基本法、また児童福祉法の改正等により、子供が意見表明をする機会を確保するとともに、子供の意見表明を支援する仕組みの一つとして、意見表明等支援事業、子どもアドボカシーが各都道府県や政令市、児童相談所設置市に法定化をされたところでございます。県では当該事業において、大人の意見を押しつけられがちな子供たちの声を聞き、彼ら自身が自分の気持ちや意見を表明できるよう、サポートや代弁を行うこども意見表明等支援員として子どもアドボケイトの派遣が児童相談所等に対して行われているところでございます。

本市においては、現在のところ独立した専門職としての子どもアドボケイトの配置は行ってお

りませんが、子どもアドボカシーの取組として今年26日の市の人権セミナーで、弁護士の佐川民先生から、子供の権利と子どもアドボカシーについて御講演をいただくことといたしております。また、8月には小学校4年生から6年生を対象とした子供の権利を学ぶためのワークショップも開催する予定でございます。

適切な配慮の下、子供の気持ちや意見が尊重される市となれるよう、今後も取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 中畠議員。

○議員（7番 中畠 崇秀君） ありがとうございます。先ほど市長と教育長から御答弁をというお話をさせていただいておりましたけれども、再質問の後に教育長からもですね、御答弁いただければと思います。

専門的な用語がですね、非常に聞き慣れない名前のものが出てきているかと思いますので、私の配付資料でございます中畠崇秀一般質問配付資料、こちらの解説資料おつけしておりますので、こちらで御確認いただきながら聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。まず子供についてでございます。

もうヤングケアラーにつきましの問題はですね、非常にもう長年、もう本当に一般的な用語となってきました。やはり私たちが子供の頃に当たり前にやっていたようなことが、今の子供たちにとってはということでございます。やはり子供の人権がそれだけ重く受け止められるようになったということで、こども基本法、令和4年6月に成立しまして5年4月から施行されておられます。この政策の6つの基本理念、すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。2つ目、すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。3つ目、年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。4つ目、すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。5つ目、子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。6つ目、家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。こども基本法の基本理念と言われる6つのものでございます。これだけですね、子供さんに対しての社会的な権利が保障されてきているということでございます。

そういう中でですね、うきは市におきましても、第3次うきは市総合計画の基本構想の中にまちの将来像、「こどもをまんやかにすべての市民が幸せになれるまち うきは」というものがございます。「うきは市は、こどもを社会の中心に据え、地域全体で育み支えることを基本理念とします。こどもが健やかに成長できる環境は、世代を超えて市民一人ひとりの幸福につながり、

安心して暮らせる持続可能な地域社会を形成します。」やはり子供たちがですね、本当に豊かに安心して暮らせる地域というのは、やはり地域全体がですね、明るく本当によい地域になっているんだろうと思います。

そういった中でですね、ヤングケアラー、かなり周知はされておられますが、まだまだ本人の課題、家庭の課題、いろいろございます。ただ、ヤングケアラーと言われる子供本人が自分がそういう立場にあるということが理解されてない。そしてまたはその家庭においてそれが問題視されてないということが非常に大きな問題でございます。地域において、なかなかそういった部分には発言がですね、やりにくい、家庭内のこと、言い方を変えれば、家の手伝いをよくするいい子供だなというような見方をする方もおられるかと思います。その部分にヤングケアラーとしての課題意識、これをどれだけの多くの大人の方が、子供たちの抱える課題というのは大人社会の中でできている課題でございますので、そこを理解して、そこを変えていって子供たちが育てやすい環境整備をするのはもちろん、大人たちの仕事でございます。そういうことを踏まえながらですね、ヤングケアラー、先ほど答弁の中にございました、調査をされたということでございました。そういった中で教育長もですね、もう長年子供たちに関わる仕事をされてこられて、本当に現場でそういったものをですね、経験されておると思います。そういった体験談も踏まえてですね、ぜひ御答弁いただければと思いますので、ヤングケアラーにつきましてひとつよろしくお願いします。

○議長（熊懐 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） ヤングケアラーについてのお尋ねの件で答弁させていただきます。

まず、学校の一番の役割は、子供たちが安心して学校に通えているか、そういう部分が大きくなりますので、どの小・中学校、どこの学校も、やっぱりまず朝の健康観察から、この子は安心して学校に来ているか、健康上問題はないか。また、遅刻をよくする子については、これは何か家庭的に心配なところがあるのではないかと、そういうところを日々気をつけて対応しておりますし、気になった場合、本人に聞き取ることもあれば、家庭に連絡することもあります。また、内容によっては、こども・子育て支援係に連絡をしまして、現在、学校の状況はこうですけども、家庭のほうはいかがでしょうかとこの連携を取っております。それから月に1回、これは全ての学校ですが、いじめアンケートを行っておりますが、これは単に友人関係のいじめを把握するものではなく、その中におうちで困っていることはないかという質問事項があり、その部分の把握をしたり、学期に1回は教師と一対一で話をする面談の時間もございます。そのときも友人関係が中心にはなりますが、必ず友達関係以外、家庭のこととか、それ以外自分の体のことも含めて心配なことはないかという丁寧な聞き取りを行い、その中でもまた気になったことがあれば関係機関に連携を取って対応しているところです。

議員のお話の中にありましたように、私も御幸小学校5年間いる中で、この子は生活面が乱れてないのにどうしてこんなに遅刻をするんだろうという子がいました。そこで担任が聞き取りをしたところ、やっぱりお手伝いをいろいろしてると。ただ本人はそれが当たり前だけど、あまりにもその量の多さにびっくりしたところで、子育て支援係と相談していく中で、この子はちょっとうちのことをここまでやってるのかということが把握できて、その後どう対応するかを検討したりしているところもあります。また、これは本年度も含めて児童・生徒を取り巻く生活環境改善連絡会議という指定を吉井町のほうを受けてまして、スクールソーシャルワーカー等が関連しながら北筑後教育事務所、うきは市教育委員会の指導主事や関係機関と連絡しながら、家庭環境が厳しい子についてどう組織的に対応していくかということを調整する会議もございます。

そういう様々な取組を通してヤングケアラー等、やっぱり本当に無自覚のまま自分の家庭のことを頑張ってる子がいないかということに関してしっかり把握して、対応しているところです。

以上です。

○議長（熊懐 和明君） 中畠議員。

○議員（7番 中畠 崇秀君） ありがとうございます、大変勉強になりました。もう実際に学校での取組がですね、それだけ進んでおられるということで本当に安心したところでございます。

本当に今、教育長言われたとおり、ヤングケアラーに気づくポイントというものがございまして、やっぱりその子の変化に気づく。ただやはり家庭内ではなかなか分かりにくい。やはり親御さんのほうが先に仕事に行ってしまうということもございます。やはり学校のほうとか保育園とか、そういったところでですね、本当にやっぱり今、保育園の生徒がどれだけ家のことができてかどうかということは別にしましてですけれども、どれだけ変化に気づくのか、学校で先生方が一番その子との信頼関係がありますので、そこで一番見ていただくのが一番発見しやすいところだろうと感じているところでございます。ただ、やはりその子供さんの課題というのは、その子供に直接起因している課題というよりもその家庭の中にある課題がなかなか見えにくいもの、地域の中でもやはりその子の変化というものに気づける社会になれば、学校だけじゃなく地域でももっと違うアプローチができてくるのかなと考えているところでございます。

ただ、やはりその変化に気づいてその子を支援する、ただそれだけではやはりですね、不十分で、なかなかその子の根本的な課題解決にはなっていないというところも確かにございます。そういう中でですね、やはりその子を支援するというよりも、その子の課題を通じてその世帯の課題に発展させながら、やはり関係機関が連携しながら、いろんな情報を出しにくいところは個人情報関係であろうかとは思いますが、やはりそこはですね、市のそういったふうな個人情報を担保したそういったふうな支援会議的なものもございますので、そういった中で支援機関が集まって、チーム支援、やはり家族での課題というのは介護の課題なのかもしれません、中には情緒

的に不安定な家族がおってそちらのお世話とか、いろんな課題がですね、想定されますけれども、それに合った専門職というのはそれぞれやはりばらばらにおられます。やはりそういう方たちの、うきは市にそれだけ優秀な専門職の皆さんおられますので、ぜひその方々のチームを結集して、介護保険のほうにもですね、多職種連携で一つの高齢者に対していろんな多職種で支援をするような取組もごさいます。そういった形で1人の子供に対して、学校から上がってももちろん、その子にアプローチしていただくのは先生が一番近い方がよろしいかと思いますが、その家族に対しては、違う支援機関の方がやはりアプローチしながら、アウトリーチしながら、そしてやはり関係性をつくって、時間はかかりますけれども少しずつ少しずつ解決していくことが必要であろうかと思います。

やはり子供の育ちは小さい頃からですね、外国ではアタッチメントという言い方をしますけれども、日本では愛着形成、幼い頃から、やはり幼いときほど、どれだけ大人が関わっているかということで、その子の情緒的なものの育ちが全然変わってまいります。そういう中でですね、どれだけの大人がその子の課題に対して一生懸命向き合っていくのか、うきは市においてはこどもまんなかというところでごさいますので、ぜひ先行的な取組等もですね、意識していただきながら、1人の子供にどれだけのやっぱりチームで支援できるのかというところのチーム支援のほうもですね、ぜひ考えていただきながら進めていただきたいと思います。実際にですね、できているところもあろうかと思いますが、全ての子供さんに、ヤングケアラーの子供さんにそれが届いているかというとなかなかですね、難しいかと思いますが、ぜひぜひそこはですね、よろしくお願ひしたいと思います。私もいろいろ支援の経験はございますので、まずやっぱり状況把握をさせていただいたというところからでございますので、その後はどういったふうにそのチームを編成して、どこがマストになって主軸になって、そういった関係機関を徴集してどれだけの役割分担をしながら課題抽出して、個別支援計画なんかを作成しながら、そしてどういったアプローチを誰がどういうふうにどの時間帯にやっていく、細かくですね、支援する形というのを取っていかないと、なかなかその家庭の課題というのは、全てが見えてこない場合が多々ございます。ですから、その部分につきましてはぜひですね、ヤングケアラーの場合につきましてはいろんなアンケート調査で、非常に分かりやすく取り組んでいただいていると思いますので、ぜひそこを意識しながら進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

資料のほうにも書いてますけれども、ヤングケアラーにつきましては、本当に大人がそもそもやらなければならないことを多重に過重に子供がやっているという背景でございまして、ぜひそういったふうな子供さんに気づくという場面の取組も一つ併せてよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして2つ目のACEサバイバー、非常に新しい言葉でございます。これアメリカのほう

ではもう1990年代から調査研究が行われて、様々な要因でその子供さんが育って大人になって、いろんな課題、または病気、体調の部分とかですね、非常にそういったものが起因しているというふうに報告されているものでございます。「ACE」でございます、エースと読みますけれども、これ頭文字でですね、Adverse Childhood Experiences、このAdverseのAとChildhoodのCとExperiencesのEでございます。これをですね、頭文字で「ACE」というふうな言い方をしておるようでございますが、やはり逆境的ですね、逆境の、不遇な生い立ちですね、逆境的な小児期の体験、これは18歳までの間にもう虐待とかですね、もう資料にも書いておりますけれども、等の要因ということで、やっぱり子供の頃にですね、強いストレスとかトラウマを抱えると、なかなかそのトラウマから脱却できず、ずっと苦しみ続ける。成長の中で人との関係性ができないとか、自分に固執してしまうとか、いろんな要因がございます。ヤングケアラーも一緒でございます、このACEサバイバーなんかも一緒なんですけれども、なかなか対人関係なんかが苦手になってきますと、やはりうきは市でも課題になっています不登校、またはその後のひきこもり、こういったふうな課題にだんだんやっぱり近づいてまいります。その部分をやっぱり早期にですね、もうACEサバイバーにつきましてはもう本当に幼児期から行われている。ただ子供たちはなかなかSOSが言える状況にないし、それを発信できる言語がないんですよね。だから大人がどれだけ聞き取りをしてどれだけその子の環境をですね、守ってあげられるのか、その分につきましてはやっぱり早く早く取り組みが必要かと思う。そういう中でやはり先ほどお話ししましたアタッチメント、もう本当に子供の幼児期の頃の愛着形成がその後の子供さんの生育過程の中でのですね、大きな部分をつくっていきますので、その部分につきましてもですね、ぜひ、サバイバーはもう体験者、経験者ということでございますので、こういったふうな子供さん、実際にうきは市にも、実際私も関わった経験がございます、おられます。子供というのは、対義語になりますけれども、Positive Childhood Experiences、肯定的な環境で育つのが子供にとっては非常に望ましいというふうに言われておりますので、そういった子供たちの育ちをですね、やはりうきは市で本当に見守っていきながら、これは市とか学校とか支援機関だけでは、やはり地域の関わりが非常に大事でございます。ですからやっぱりその部分はですね、もう新しい言葉ではございますけれども、ぜひ啓発活動等も含めまして、ぜひ進めていただきながら、もうこういう時代背景でございます。子供たちが非常にやはり育ちにくいと言ったら語弊がございますけど、苦しみをもちながら育つ子供さんもおりますので、そこはですね、大人たちが進めて守ってやらねばならないのかなというふうに思っております。

やはりうきは市におきましてもですね、こういったふうな会議体がたしかあったと思います。そういったふうな専門職が集まって、そういったような守らねばならない要保護児童なんかの関

わってる実務者会議的なものの情報共有会議等もですね、やっていると思いますので、そういう中で情報を共有しながら、その後ですね、どういうふうにその子を支援していくのか。なかなか子供からはＳＯＳが出ませんので、なかなかその親御さんに関わっていくのが難しいんですけれども、やはり訪問支援、アウトリーチ等を重ねながらですね、ぜひ関係性をつくりながら少しずつ少しずつその子供の最善の利益を守ることが第一でございますので、ぜひこのＡＣＥサバイバーにつきましてもですね、御理解いただきながら、もうこれはヤングケアラーにもつながってる課題もあろうかと思いますので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

すいません、ちなみにＡＣＥサバイバーでございますけれども、そういったふうな課題につきまして市としてどういったふうな見解または御理解をされているのか、よろしければ御答弁いただきたいと思います。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 市の見解は冒頭答弁で述べさせていただきましたので、取組も含めてお話をさせていただきましたのでそのような思いでおりますが、担当課から何かありましたら答弁を。

○議長（熊懐 和明君） 蔵満課長。

○こどもみらい課長（蔵満 奈月君） こどもみらい課の蔵満でございます。よろしくお願ひいたします。

私、こどもみらい課にですね、こども家庭センターのほうを設置させていただいてます。その中で専門職と言われる家庭児童相談員、そして保健師、助産師、そして栄養士、社会福祉士等ですね、関わりながらそういった御家庭の支援を今行っているところです。こどもみらい課だけで解決できないものについては学校、保育所、児相とですね、様々な各機関と一緒に連携しながら対応を行っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（熊懐 和明君） 中畠議員。

○議員（７番 中畠 崇秀君） ありがとうございます。ぜひですね、このＡＣＥサバイバーにつきましても、一般の方々もですね、御理解いただけるような取組、こういったふうな課題が子供たちの中にもあるよということをですね、ぜひ広く市民の皆様に御紹介いただけるような、そしてまたそういったふうな講演会、並びに周知活動ですね、そういったふうなことも併せてお願ひをしたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、３つ目のですね、アドボケイトについて、再度御質問させていただきます。

現在、そういったふうな専門職のですね、取組はないということで、配置はされておられないという御答弁でございました。そういう中でですね、やはりこども家庭庁もですね、アドボケイ

トという用語ではなくて、支援員という形ですね、配置をされておられるところでございます。そちらにつきまして、やはりこれも基礎研修とか、養成研修とか実際にあっておりますし、あとこども家庭庁のガイドラインにもですね、たしかそういったふうなものがあつたかと思います。ぜひ深く理解を深めるためには、その専門職の皆様方にもですね、そういったふうな研修会等、参加いただきながら、深くですね、子供たちをどう支援していくのか、本当に正しく関わりを持っていただくためにですね。そういった意味で、そういった研修会等、養成講座等にもですね、受講をお願いしたいと思いますけれども、その部分につきましてはどういったふうな見解をお持ちでございましょうか、御質問させていただきます。

○議長（熊懷 和明君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま子どもアドボケイトについての再質問いただきました。研修、この支援員の配置だとか研修だとかということは、この後、何か具体があれば、こどもみらい課長のほうに答弁をさせますが、先ほど冒頭でも申し上げたとおり、現状、法定化されているのが都道府県であるとか政令市、あと児童相談所を設置している、いわゆる中核市レベルの市に求められているところでございます。現状、うちのまちとしては、県のほうの、先ほどもうこれ答弁で申し上げましたが、こども意見表明等支援員として児童相談所等に派遣をされる、このような方々が今後必要に応じてうちのまち等にも派遣をされるような形がまずは好ましいのではないかなというふうに思っております。その中において必要に応じて研修等を受けるというようなことはあってしかるべきかなというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたようにぜひ今月26日に佐川民先生をお迎えしてですね、まさにこの内容についてのセミナーがございますので、議員の皆様にも、市民の皆様にも広くですね、御受講いただいて、今、中畹議員が御指摘をいただいているようなこの子どもアドボケイト、アドボカシーについてですね、理解を深めるきっかけになればというふうに思っております。

それとは別というか、これはもう私の少し考えになるんですが、いわゆるこども基本法だとか、児童福祉法の改正等に伴って、子供が意見表明をする機会の確保を求めると。硬い言い方をすればそういうふうなことでですね、従前にもこども基本法については竹永副議長をはじめとしてですね、様々御意見をいただいて、子供の意見表明の場や機会について御発言をいただいているところなんです、その中でまだちょっと個別具体的な取組では具体的にこの場で申し上げるまでのものは持ち合わせてないんですが、そうした、なかなかそういうことができない子供の手を取る、背中を押してあげるというような形の支援の在り方も一つ必要だと思うんですが、学校教育、また地域、ありがたいことに、私たちのまちは様々なイベントや機会がございますので、そういったところをうまく活用しながらですね、子供たちが闊達に自分たちが考えてることとか、思っていることを発言できるような機会をつくっていききたいというふうに思ってますし、そういうことが

当たり前になるような町になれば、この子どもアドボカシーについての課題というのも1つ前に進むんじゃないかというふうに思っております。地域によっては、例えば昔からある手法でいえば子供議会とかをやってですね、子供の皆さんの意思表明をしたりというようなことがあると思うんですが、そのようなこともですね、議会のほうでも主体的に取り組んでいただいているんですが、まちとしてもですね、何かしらワークショップとかでもいいんですけども、そういう子供たちが実際に発言をして自分たちの意思を表明できる、可能であれば、それが何か形に残るようなものが好ましいなと思っております。

今、ほかの議員の答弁でも申し上げたとおり、学校に給食を食べに行くんですが、そのときに必ず子供たちと意見交換をするようにしてるんですが、一昨年ですかね、千年小学校の6年生からこういうタブレットを持ってきてグーグルマップを見せられて、ここに電気がついてないんです、街灯がなくて困ってて真っ暗なんですよって言われて、意見・意思表明です。2か月後に常夜灯つけました。で、子供たちにまた会ったときに、君たちが自分たちが困ってることとか思ってることをしっかり勇気を持って発言してくれたから、こういうことができ、周りのみんな大人も含めてみんな喜んでるんじゃないのって、僕たちがつけた常夜灯ですって言って自慢してましたけど、何かそういう機会をですね、子供たちがど真ん中に立って、そして意見を述べて、そしてそれが自分たちの誇りにもなるし、何かまちにも役立てたりいろんな思いを持ってくれるような、そういう取組ができればいいなと。支援の場とともにですね、そういう子供たちが表にばんと出れるような場づくりもやっていきたいなというところで、具体的なことはまたこれからですね、様々、取組の中でお示しができればというふうに思っているところです。

ちょっと取り留めのない発言になりましたが、以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 中畠議員。

○議員（7番 中畠 崇秀君） ありがとうございます。本当にやっぱそういったふうなですね、取組で子供たちが活発に育つということが非常にいいことであろうかと思えます。ただ、なかなかそこができない、課題を抱えた子供さんたちをどう見つけてと言うとですね、語弊がございすけれども、どういうふうに関わりながら、そしてその子たちの課題を子供たちの負担にならないように解決をしていくのかというところが非常に課題でございます。ここにやはり支援員さんはですね、大変頭を悩ませるところであろうかと思えますし、やはり先生方もですね、非常にやはり関わってる先生方も非常に悩まれるところであろうかと思えます。やはりその部分はですね、専門的な部分で意見交換ができれば非常にその分の負担軽減にもなりますし、子供のためになる本当に取組がですね、一番重要でございますので、ぜひ「こどもまんなか」ということでですね、お考えいただいて、そしてそういう子供たち、やはり教育の機会均等、どの子供でもやはり平等にですね、同じように学びができる、そういったふうな環境整備をですね、ぜひうきは市でも進

めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

時間もございますので次の質問に移らせていただきます。2つ目、ふるさと大使の周知についてでございます。

現在、うきは市ではですね、著名な方にふるさと大使に就任いただいております。任期が3年ということもありまして、全てのふるさと大使を認知している方々、市民さんは多くないと思われます、私も含めてでございますが、ちょっと勉強不足で申し訳ございません。うきは市のために尽力していただいているふるさと大使をですね、もっと広く市民へ認知していただくために、広報紙等で定期的にですね、紹介するなどの周知を図ってはどうかと思っておりますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいまふるさと大使の市民への周知についての御質問をいただきました。

うきは市ふるさと大使は、観光振興やまちづくりの推進に寄与していただけるよう、うきは市出身者や、うきは市にゆかりのある方などに委嘱をしており、現在各界で御活躍されている8名の皆様に御就任をいただいております。これまで市といたしましても、ふるさと大使の皆様を様々な形で御紹介をまいりました。具体的には広報うきはでは、平成30年10月号及び平成31年1月号の表紙で紹介をしたほか、令和3年度から令和7年度までの第2次うきは市総合計画概要版にも皆様を掲載しております。また、市制20周年市勢要覧を昨年度発行させていただきましたが、ここにおきましてもスペシャルメッセージとしてふるさと大使の皆様から温かいメッセージを掲載させていただいているところでもございます。今後につきましても広報紙をはじめ、様々な媒体を活用しながら、効果的な周知の在り方についてさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 中畠議員。

○議員（7番 中畠 崇秀君） ありがとうございます。本当にふるさと大使の皆様ですね、うきは市のために本当に頑張っていただいておりますので、ぜひ市民の皆様が3年任期ということもございますので、やっぱりふるさと大使の皆様も変わっていくということもございます。やはり広くですね、本当にうきは市をですね、広く紹介いただいておりますので、ぜひ市民の皆様にも分かるようにですね、定期的に広報紙等、または市長も言われましたけれども、媒体を活用しながら、ぜひ御紹介等をですね、進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

じゃあ、続きまして大きい3つ目の質問に移らせていただきます。介護保険事業における介護職員の確保及び訪問介護事業についてということでございます。

小さい1番でございます。うきは市の高齢化率も年々上昇する中、これらの介護事業を担う職

員不足は深刻な状況と言えます。介護職員はこれからのうきは市においてもエッセンシャルワーカーとして大変重要な職務でございます。その人材確保はですね、本当に必須でございます。そのためにも関係機関との連携した取組が必要だと思っておりますが、市長の見解を伺います。

また、既に行っております取組があればその内容についてもお伺いしたいと思います。が一つでございます。

2つ目でございます。国の報酬改定後、全国的に訪問介護事業所、ホームヘルパー事業ですね、が減少傾向にございます。在宅介護を支える訪問介護事業所が1か所もない空白自治体と呼ばれているような自治体が増えてきております。うきは市におきましてはですね、自宅に訪問し、身体介護等を行う訪問介護事業所が数か所あるかとは思いますが、その現状についてどのように把握をしているのか伺います。

また、空白自治体にならないための今後の取組についても伺います。

以上2点でございます。御回答よろしくお願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま介護保険事業における介護職員の確保及び訪問介護事業について大きく2点の御質問をいただきました。1点目の介護職員の人材確保の取組についてと2点目の訪問介護事業所の現状と取組については関連がございますので、併せて回答いたします。

まず、本市の訪問介護事業所の現状でございますが、市内には3か所の事業所が登録されておりますが、主として自宅への訪問介護サービスを提供している事業所はそのうちの1か所となっております。その背景としては利用者が広範囲に点在していることから移動時間や移動距離の負担が大きく、事業所経営及び現場職員双方にとって条件が厳しくなっていること、また、訪問介護報酬の減額による経営への影響や介護職員の人材不足等があると考えております。

議員から御指摘がございました介護職員の人材不足、またはこれに伴う訪問介護分野における空白自治体の増加は、本市も我が事として危機感を持って受け止めており、介護人材確保に向けた取組が急務であると考えております。

そのため、その取組といたしまして、人材確保の面では、令和5年度より外国人介護人材に対する家賃費等支援事業を実施しており、さらに令和8年度、本年度からは市独自にうきは市移住支援金を拡充し、介護分野をはじめとした人材確保困難業種へ就職をいただける方、そういった仕事を行っておられる方については、交付対象を県外全域に拡大するとともに、市単独で支援額を上乗せすることで、移住による人材確保を促進することを取り組み始めたところでございます。また、福岡県介護保険広域連合との連携により、広域的な人材確保の取組も併せて進めているところでございます。

今後も国・県の制度動向を踏まえ、先進事例も参考にしながら、本市の実情に応じた人材確保

策と経営支援の充実を図ることで、必要なサービス提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 中畠議員。

○議員（7番 中畠 崇秀君） ありがとうございます。介護人材につきましてはですね、本当に喫緊の課題でございますので、ぜひ取組を進めていただきながら、多くのうきは市の高齢者の皆様がですね、老後を安心して生活できますように、その部分につきましてはぜひ進めていただきたいと思います。

ただ訪問介護事業ですね、こちらにつきましては非常に心配なところでございます。やはり人材不足というところはですね、確かにございます。ホームヘルパー事業はかなり本当にもう介護保険がですね、始まる前から訪問介護、在宅を支える、在宅の高齢者を支えるサービスということとずっと行われてまいりました。これがうきは市におきまして現在はもう1か所ということでございます。第3次うきは市の総合計画を見ましてもですね、5年後に目指す姿のほうにもございました、6年度に1事業所、令和12年、目標値でございますが、こちら1事業所、現在ある事業所がやはり経営難になれば当然、事業をですね、閉鎖するということは十分考えられます。そうならないようにどういったふうに取り組んでいくのかということがですね、非常に大事であろうかと思います。やはり在宅で生活する高齢者の皆様の安心・安全をですね、考えればやはり身体介護というやはり専門職ですね、やはりヘルパーさんという方々の資格が必要になってまいります。実際、訪問介護とかですね、様々なサービス形態がございますけれども、やはりヘルパーさんという昔からあるですね、なじみのある介護サービス、そういった方々をどう守っていくのか、そしてそれがひいてはうきは市の高齢者の安心した在宅での生活を支えるということになりますので、その部分をですね、どういうふうにする事業所、一事業所、個人事業所になるとなかなか市もですね、入りにくいかなとは思いますが、ぜひ経営状態なんかも含めてですね、やはり会議等と申しますか情報共有しながら、どう進めていくのかということもですね、必要な取組になってくるのかなと思っておりますのでございます。それにつきましてどういったふうな取組がですね、もしなされているならその分の御紹介と見解も併せていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（熊懷 和明君） 末次課長。

○保健課長（末次 ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

訪問介護事業所への支援についての御質問でございますけれども、先ほどの市長答弁の中にもございましたように令和6年度の介護報酬改定における基本報酬の引下げは、訪問介護事業所の

経営へ影響を及ぼして事業所数の減少の一因になったものと認識しております。こうした中、今年、今月の前倒し改定では、訪問介護職員等の処遇改善を目的とした加算の引上げが行われ、最大28.7%の加算となっております。職員の処遇改善を通じて人材の確保・定着につながるものと期待しております。

今後ですね、こういった報酬改定を見てですね、また事業所のほうとですね、情報共有を図りながら、また国の動向を注視しながら必要な情報提供や支援に努めて居宅サービスの維持確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 中畠議員。

○議員（7番 中畠 崇秀君） ありがとうございます。訪問介護事業につきましてはですね、本当にもう1か所しかないという危機的状況でございますので、ぜひ御答弁いただきましたようにですね、聞き取り等をしながら、本当に進めていただければと思います。

事業をですね、やはり訪問介護事業所だけを運営しているような事業体ってのはなかなか今なくて、介護保険を全般やりながら、その中の一つのサービスとして訪問介護事業をやっているというところがあるところが全国的にもほとんどであろうかと思います。そういうことによりまして、もしそのサービスをやめる場合は県のほうにですね、休止届というのを1回出します。1年後に廃止届という流れになりますが、その期間が、もし出されれば、1年しか猶予がないというようなことになってまいります。その中でその1年間の間に何か施策を打ってどうにかするというようなこともですね、なかなかやはり難しかろうと思いますので、早い段階、早期でですね、関わりを持ちながら、本当に聞いていただきながら、確かに需要と供給の部分もあろうかとは思いますが、その事業所がなくなるという最悪のシナリオがないような方向でですね、考えていただければと思います。やはり制度はですね、介護保険で制度的にはちゃんとあるのに、その自治体に住んでいるがゆえにサービスが受けられない。介護保険料は徴収されてます。こういう事態が一番最悪であろうかと思います。これも市民感情も、多くの方々もそう思われると思いますけれども、その部分をですね、やはりサービスの提供ができるように全てのサービスがですね、全てできているかというとなかなかですね、難しいことはあろうかと思いますけれども、うきは市の場合、先ほどの答弁にありました山間部が非常に多いございまして、そういうところに非常に多くの高齢者が住んでおられます。なかなかやはり交通の便が悪くて事業所的にもですね、採算が取れないということで、それでやめられるようなことは全国的にも非常にございますので、その採算の分をどうするのかということも踏まえてですね、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、その上についての御見解も併せてよろしく願いいたします。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 課題については今、議員から御指摘いただいたような課題は私どもも十

分認識をしているところでございます。その中で先ほど申し上げましたように、3か所のうち、1か所が自宅の訪問介護サービスを主にやっていただいているところ、この事業所さんをどういう形で支援できるのかということであるとか、また介護事業全体ですね、支援の在り方については今後、様々考えていきたいと思っておりますし、先ほど答弁でも申し上げたとおり、福岡県介護保険広域連合、ここの中に同様に人口減少で、そして私どものように小規模な自治体というのはたくさん加盟をしておりますので、この介護保険広域連合の中でも様々議会等で御意見等いただいているところでもございますので、また他の市町村の先進事例等もあろうかと思っておりますので、そういったところもしっかりと研究をさせていただきながら、現行の取組に加えてそのようなどころもしっかり進めていきたいと考えております。

○議長（熊懷 和明君） 中畠議員。

○議員（7番 中畠 崇秀君） ありがとうございます。市長から答弁いただきまして、本当にそういった課題をですね、本当に真摯に向き合いながら、やはり高齢者の不利益にならないような取組というものですね、ぜひ今、答弁にありましたとおり進めていただければと思います。

本日、子供の権利擁護から広報紙、または介護事業、子供から高齢者までの形で質問させていただきました。本当にうきは市におきましても、子供の問題、高齢者介護保険事業の問題も多々ございますので、その部分も含めましてですね、ぜひ今後市の取組として、そういった市民の皆様が不利益を被らないような取組にですね、つなげていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

では質問のほうはですね、以上でございますので、私のほうからの一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊懷 和明君） これで、7番、中畠崇秀議員の質問を終わります。

○議長（熊懷 和明君） ここで暫時休憩とします。再開は13時15分より行います。

午後0時00分休憩

午後1時15分再開

○議長（熊懷 和明君） 再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

次に、1番、吉瀬晋太郎議員の発言を許可します。1番、吉瀬晋太郎議員。

○議員（1番 吉瀬晋太郎君） 議員番号1番、吉瀬晋太郎です。よろしくお願いいたします。

私は大きく2点について質問させていただきます。1点目がうきは市の小・中学生の不登校についてです。2点目が、ふるさと納税についてです。

まず1点目の小・中学生の不登校について、教育長にお尋ねいたします。

本市では、「こどもをまんやかにすべての市民が幸せになれるまち うきは」を掲げ、第3次うきは市総合計画が策定され、令和8年度から10年間の計画が進められております。4月1日にはうきは市教育委員会からうきは市教育振興基本計画が発行されております。その中で1点気になった数字がありました。それが不登校の児童・生徒の数です。特に中学生の数に目が留まりました。具体的には皆様お手元の資料の中にですね、一部抜粋をして表を載せております。特に中学生の不登校について見てみますと、令和4年度の32名から、令和5年度は51名、そして令和6年度には70名と僅か3年間で2倍以上に急増しておって、これは全国平均のですね、数値よりも著しく高い数値となっております。それでですね、表の1個上に載せておるんですが、令和7年度の全国学力・学習状況調査になっております。この中で自己有用感を問うような問いがあります。自分にはよいところがあると思うかという質問に対して、本市の中学3年生、肯定的な回答は僅か29.0%となっております。横に示しております全国平均の40.7%から11.7ポイントも下回るという数字が示されました。このような調査における自己有用感の低下と不登校の問題、これは深く連動してるのではないかと思います。

これまで議事録、議会議事録を見ておりますと、何年も前から不登校については、一般質問や議論がなされているということは理解しております。さらに教育委員会の皆様をはじめ、現場の小・中学校の先生方、それからキーノートと、それから社会福祉協議会の職員の皆様方が一生懸命取り組まれていることは重々承知しておりますが、ぜひ今日はですね、一步踏み込んだ深い質問させていただいて、全ての市民、子供たちがですね、しっかりと教育受けられるような、そんなまちになればと思って、以下5つについて質問をさせていただきます。

1点目です。過去3年間の小・中学校における児童・生徒の不登校数が増加している実態を受け止め、その要因について、どのように分析しているか伺います。

2点目です。適応指導教室キーノートや社会福祉協議会によるサポートへの過去3年間におけるそれぞれの実際の利用登録、通所者の数及び具体的な対応状況について伺います。

あわせてこうした支援機関を現在利用していない、つながっていない不登校児童・生徒及び保護者に対して、どのような対応を行っているか伺います。

3点目です。不登校児童・生徒の平日の日中の過ごし方について、民間サービスを利用しているのかどうかとか、保護者が抱えるニーズの把握を行っているか伺います。

4点目です。他自治体においては、民間事業者に委託をして、保護者のニーズに沿った個別最適な学びの場の提供が始まっております。本市においても、不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、保護者の選択肢を増やす取組が必要と考えておりますが、今後、民間委託等を進める考えがあるか伺います。

5点目です。さきの3月議会で、一般質問された議員さんの答えとして、検討すると答弁されていた市外フリースクール通学者への支援金について進捗と制度設計のめどについて伺います。お願いします。

○議長（熊懷 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） 不登校児童・生徒の現状の認識と今後の具体策について大きく5点御質問をいただきました。

1点目、児童・生徒の不登校数増加の要因についての御質問ですが、不登校児童・生徒の人数は、昨日の高木議員の御質問での答弁で申しましたように増加傾向にあります。特に中学校では全国平均を上回っており、喫緊の課題となっております。その要因は様々で、一概に特定することはできませんが、相談内容としては、小学校では生活リズムの不調、学校生活に対してやる気が出ない等が多くなっており、中学校では、学校生活に対してやる気が出ない、不安、抑鬱等の相談が多くなっております。児童・生徒や保護者と面談を行いながら、個々の要因をさらに詳しく把握し、個別の対応を行っていくことが大変重要であると考えています。

2点目、適応指導教室キーノートや社会福祉協議会によるサポートへの過去3年間の利用者、対応状況、並びに利用していない不登校児童・生徒及び保護者への対応状況についての御質問ですが、適応指導教室キーノートの利用状況につきましては、令和5年度が8人、令和6年度が5人、令和7年度が6人となっております。

次に、社会福祉協議会が行っているフリースペースの利用状況につきましては、令和5年度が6人、令和6年度が7人、令和7年度が2人となっております。キーノートにおきましては、個に応じた学習のほか、軽いスポーツ、野外活動、調理実習等を行っております。また、中学校では、毎週実施の教育相談部会を開催し、協議するとともに、定期的にキーノートを訪問し、生徒の出席状況の報告を聞き、生徒に合った支援を行っています。社会福祉協議会が行っていますフリースペースにつきましては、相談交流スペースを設置、開放するとともに、専門相談ダイヤルの設置や、メールでの相談対応、家族会の開催等も積極的に展開されていると聞いております。不登校の児童・生徒並びに保護者に対しましては、これらの施設があることも紹介しながら、個々に応じた対応を行っております。

3点目、不登校児童・生徒の様々なニーズ把握についての御質問ですが、教育委員会としましては、小・中学校の児童・生徒の不登校の背景や要因、今後の支援の方向性を定めるために、各学校に個々の児童・生徒に関する実態調査票の作成をお願いしています。特に中学校においては、毎週、学校関係者、スクールカウンセラーなどの専門家、教育委員会などが参加する教育相談部会を行い、個々の不登校傾向の児童・生徒への組織的・計画的な支援に努めています。また、年に4回、教育、医療、福祉の専門家が学校からの相談を受け、効果的な対応について助言するネ

ットワーク会議を実施しています。さらに、県内の各市町村の教育支援センターや、民間団体のフリースクール、不登校に関する親の会などの団体に関する情報に関して、福岡県教育委員会が作成の福岡県不登校児童生徒支援リーフレットを各学校を通じて保護者に通知してまいりました。また、定例校長会においても、県教育委員会作成のリーフレットを基に、多様な学びの場を保護者に周知することと併せて、各学校に不登校兆候の児童・生徒などが教室以外に学ぶことができる空き教室などの場の設置を、児童・生徒と保護者に周知するように指導してきたところです。

4点目、適切な学びの場を提供する民間委託についての御質問ですが、現在のところ、不登校児童・生徒に対する民間委託を行う予定はありませんが、先ほど申しました福岡県不登校児童生徒支援リーフレットなどを紹介しながら、多様な学びの場の周知をしてまいりたいと考えております。

5点目、市外フリースクール通学者への支援金についての進捗と制度設計のめどについての御質問ですが、市外フリースクール通学者への支援につきましては、他市町村の状況を調査し、研究している状況です。繰り返しになりますが、個々に応じた学びの場が重要だと考えておりますので、どのような支援が必要なのか、十分に検証しながら、検討してまいります。

以上です。

○議長（熊懐 和明君） 吉瀬議員。

○議員（1番 吉瀬晋太郎君） 毎週の教育相談部会や、年に4回のネットワーク会議の尽力に敬意を表します。

ただ、私が質問させていただいた（2）のところで、例えばキーノートや社会福祉協議会のサポートを利用していない児童・生徒や保護者に対する対応をお聞きしたいのですが、今、答弁の中にありましたように、例えば令和6年度でいきますと、キーノートの利用状況が5名、社会福祉協議会が行っているフリースペースの利用状況が令和6年でいくと7名、合計12名ですね。この令和6年度の小学生と中学生の不登校数を合わせると86名になっておりまして、86名のうちの12名がこういった施設を活用されていると。私が一番お聞きしたいのは、この利用していない74名の不登校児童・生徒さんたちがですね、どのような過ごし方をしているとか何をしているのかっていうのをお聞きしたく、質問をさせていただきました。もう一度お願いいたします。

○議長（熊懐 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） 学校教育課長から答弁させていただきます。

○議長（熊懐 和明君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 学校教育課、江藤です。よろしくお願いいたします。

不登校児童がキーノートとかフリースペースに通っていない子供たちがどのように過ごされているかという御質問でございますけれども、一概にどう過ごしてあるのかっていうのは把握はで

きておりませんといえますか、一概には言えないところでございますけれども、家庭で過ごしてあるケースが多いと思っております。ただ、そういった中で各学校で行っております教育相談部会、それからネットワーク会議等でそういった中身、十分個々の対応に把握していきながら、家庭訪問等を通じて対応しているところであります。

先ほど言いましたキーノートやフリースペース、こういった場所の提供といえますか、情報の提供もそういった教育相談部会のほうで行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（熊懐 和明君） 吉瀬議員。

○議員（１番 吉瀬晋太郎君） その把握をきちんとされたほうがいいのかなと思いました。

それと、そういう子供さんの困り事とかですね、保護者の困り事みたいなのは、どういったものが多いか。お答えできる範囲で構いませんので教えていただけませんかでしょうか。

○議長（熊懐 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） この件につきましても、要因、それからその子の状況が様々ですので、一概には申しませんが、困り事としては、やはり休み始めたことによって起こる生活習慣の乱れ、または自分の時間を、やはり手元にあるタブレット等で過ごしてしまうという、そちらのほうに流れるというような状況、そういった生活習慣の乱れについての相談が多いように感じております。

以上です。

○議長（熊懐 和明君） 吉瀬議員。

○議員（１番 吉瀬晋太郎君） 私としてはもう数年この不登校問題、議事録見させていただいて、様々な方と議論すると、ああ、難しい問題だねと言われますが、しっかり実態を把握すれば、必ず誰一人取り残すことなく、いろんな教育の機会を提供できるものと信じております。

例えば昨日、松田教育長が御紹介されました福岡県不登校児童生徒支援ランドデザイン、すばらしく言語化されてまとめられてる内容だなと思って拝見しました。その中で、我々は一概に不登校の子たちの個々のニーズに応じたっていうふわっとした言い方をしますけれども、このランドデザインの中にはですね、不登校の児童・生徒の方が４つにうまく分けられて示されておりました。昨日、松田教育長が示された部分ですけれども、４つの分類というところで、一つが、学校に行くことはできるが自分のクラスに入りづらい児童・生徒、それから、家から出ることにはできるが在籍する学校に行くことができない児童・生徒、家から出ることができるが学校に行くことができない児童・生徒、そして、家から出ることができない児童・生徒の４つの型に分けられるということを言語化されておりました。うきは市の、例えば令和６年度８６人、不登校の児童・生徒おられますが、大体この４つの型でいくとですね、どこにどれぐらいの分布になるか、

把握されておられますでしょうか。お願いします。

○議長（熊懷 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） その数につきましては現在手持ちはございません。

○議長（熊懷 和明君） 吉瀬議員。

○議員（１番 吉瀬晋太郎君） ではアンケート結果とかですね、今、手持ちがないだけで数字としてはありますでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） 学校教育課長が答弁いたします。

○議長（熊懷 和明君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 現在手持ちはございませんが、個々の状況につきましては各学校、それから教育委員会等でやっております教育相談部会等で把握はしている状況でございます。

○議長（熊懷 和明君） 吉瀬議員。

○議員（１番 吉瀬晋太郎君） 何が言いたいかというのですね、今、対策として、リーフレットをお渡しして、いろんな選択肢がありますよっていうことを不登校児童・生徒や保護者に案内をしているということですが、実際、うきは市の不登校児童・生徒がどの分類に位置しているのかっていうのを的確に把握することが不登校の児童・生徒への個別のニーズに応える受皿をつくるスタートだと思うんです。なので、今のような質問をさせていただきました。

リーフレットを見ますとですね、いろいろまとめられているんですけども、うきは市やその近郊にある、市が運営する適応指導教室の案内であったりとか、民間がやっている社会福祉協議会の案内ですとか、そういったものがリーフレットメインになっているのを拝見しました。これは４つの分類の中でいくと、上から３つの分類、家から出れる子たちに対するにはすごく有用なリーフレットかなと思ったんです。その点の認識いかがでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） 今、議員が申されましたとおり、確かにそういう部分はございますが、数は把握してはおりませんが、家から出ることのできない児童・生徒、この割合が私は非常に多いと感じております。そうなったときにこの部分でどういった対応をしていくかということについてのヒントがこのグランドデザインの中にもありますので少し紹介させていただきますと、在籍校や教育支援センターなどの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅で受けることができるという紹介がある中で、一つオンライン、福岡県においては、ＩＣＴ活用型不登校児童生徒支援事業（みらいサポート事業）が県自治体が行っております。パンフレットもございます。この事業は、不登校児童・生徒に対し、心理学や教育学、社会福祉等を学ぶ大学生ボランティアがオンライン上で学習支援や相談支援を行うものであり、児童・生徒が社会とのつながりを維持し

ながら、自分のペースでの学びや相談の機会を得られる取組であります。学校や適応指導教室への通所が難しい場合でも、自宅から参加できるということが特色であり、不登校児童・生徒への支援の選択肢の一つとして有効な取組であると認識しております。

ですので、こういうことが示されてはおりますが、これがどこまで学校現場が理解し、そして不登校傾向にある子に対しての支援の中で、だったらこういうところがというやり取りは十分にはできておると思いますが、適切な場所の提供ということに関しては、今後特に力を入れていく必要があると思いますので、さらにこの部分の自宅から出れない児童・生徒に関して、どのようなアプローチをしていくべきかということの研究をまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 吉瀬議員。

○議員（１番 吉瀬晋太郎君） 今の県の施策に関しても存じ上げております。現在、うきは市の不登校児童・生徒の中で何名が利用されてますでしょうか。

○議長（熊懐 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） その数についても十分把握はできておりません。

○議長（熊懐 和明君） 吉瀬議員。

○議員（１番 吉瀬晋太郎君） やっぱりもうアンケートとか取ってですね、今どういう状況にあるのかとか数字でまず把握すべきだと思うんです。私も松田教育長と同じように、不登校児童・生徒の中には、家から出ることができない子たちが多かろうという予想はしてます。ただ、どれぐらいの割合なのかっていうのがまだ不明確で、ここは不明確であるとか何がいけないかというのと、具体的な例えば、これから御提案したい補助金とかですね、予算をつけるとかですね、という根拠にならないんじゃないかと思ってるんです。不登校児童・生徒は喫緊の問題であるという認識はあります。誰一人取り残さず何とかしたいっていう思いはある。じゃあ、どんな施策をすればいいのかっていうところで、私は止まってるような気がしていて、その止まってる原因が、じゃあどんな児童・生徒がいて、どんな困り事を持ってるのかっていうのを把握するのが少し曖昧になってるんじゃないかというのが今回一般質問で深く考えていただきたい点になります。例えば、家から出れるけれども学校に行けない児童・生徒に対しては、例えばですけど、さきの３月に一般質問、議員されましたけれども、フリースクールに通うお金の一部を補助するなどの対策が有用になるかもしれません。また、家からもう一切出ることができない児童・生徒にとっては、その補助金はマッチしません。今、オンラインのフリースクールっていうものが、今、教育業界では出回っておりまして、様々な民間の企業があります。

もう一度お尋ねしたいんですけれども、今、松田教育長が、やっぱり家から出ることができない児童・生徒が多いんじゃないかと。県も現役の大学生を活用して、オンラインのスクールをやっている。ここにプラスで、民間のオンラインスクールなどの官民連携した取組について検

討の余地があるのかお伺いさせていただきます。

○議長（熊懷 和明君） 松田教育長。

○教育長（松田 清孝君） 学校教育課長が答弁させていただきます。

○議長（熊懷 和明君） 江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 不登校の要因につきましては、いろいろ要因がありますでしょうし、現在、不登校になって学校に行ける子、自宅にとどまってる子、様々な個々の対応があると思います。そういった中で、多様な学びの場というのが現在の教育環境の中でも重要になってきております。こちら、私、持ってるリーフレットの中にも、ICTを活用した自宅での学習というのも不登校対策の一つであるとして書いておりますので、そういったところを近隣の勉強しながらですね、そういった学びの場も私ども研究していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（熊懷 和明君） 吉瀬議員。

○議員（1番 吉瀬晋太郎君） 昨日、松田教育長もおっしゃられたように学習指導要領も変わってきておりまして、教育の目的は人格の完成というところで変わらずですが、その方法として、今までの学習指導要領は、知・徳・体のバランスの取れた児童・生徒を育成しよう。どちらかといえば苦手を克服させて、調和的発達を目指そうというものでした。ただ、今、昨今の時代の流れもあるように、昨日おっしゃられたように、新しい学習指導要領は、好きを育み、得意を伸ばすというところで、その児童・生徒の個に応じた教育をしようというものになってます。

例えば高校の例ですけれども、数年前にN高というものができました。インターネットの学校ですね。今や3万人を超えて、日本で一番の生徒数を誇る高等学校になっております。これの小・中学生バージョンがあればと思って、いろいろ私も調べさせていただきました。近隣で見ますとですね、幾つかの自治体がそういったオンラインの民間のフリースクールと連携をしている事例がありました。お手元ですね、お渡ししてる資料の2枚目になります。傍聴席の方々は裏面になります。こちら福山市の事例になります。福山市の予算のところから引っ張ってまいっております。一番下のところにメタバースという言葉があります。インターネット空間ですね。インターネット空間をメタバースを活用した不登校支援というところで、不登校児童・生徒がインターネット上の仮想空間を利用し、授業等に参加することで、学校内外の専門機関等につながるような支援というものがあります。実際、福山市の担当の方とお話をさせていただきました。実際どうですかと。何で導入されたんですかというところでした。すると、やはり福山市も不登校児童・生徒に悩んでいたと。調べるとやっぱり家から出れない児童・生徒が多かったというところで何かないかというところで業務委託をして数社から選んだと。なぜ民間委託なんですかと聞きますと、民間のほうが飽きさせない工夫があると。どうしても官がやってしまうと、ちょっと

子供たちにとって面白みが少ないようなものになってしまったということで、民間に投げてみた。これ本年度250万円以上の予算ついておりますが、実は昨年度はこれの半分ぐらいの予算で福山市やっておられました。実際やられてみて、皆さんどんな感想をお持ちなんですかというのを聞きました。職員、保護者、それぞれ何かありましたら教えてくださいと。そしたら、もう全員がすごく肯定的な意見をもらえたと。保護者に関しても、子供さんたちに関しても。一番うれしかったのは、オンラインのフリースクールで自分の居場所を見つけて、自分もやれるんだという自己肯定感、自己有用感が上がってですね、小学校、中学校に復学していった子がおると。それが福山市の担当の方は一番うれしいとおっしゃってました。何も学校以外を勧めているわけではないと。できれば教育委員会としては、学校に戻ってくれたらうれしいと。その中で、こういったオンラインのフリースクールっていう手だてが彼ら彼女らの自己肯定感の向上につながって、学校に復学できたというところで、今年度は倍の額を、本予算を割り当てられてるところです。これは一つの一例にすぎませんけれども、こういったものもありますので、ぜひ、まず、児童・生徒の実態の把握。要因に関しては、なかなか言語化しづらいものがあると思うんです。「何で学校行かんとや」って聞いても「分からん」っていう子が多いと思います。ただ、何に困ってるかとか、家から出れるのか出れないかとかいうのは、保護者でも判断がつくんじゃないかなと思うので、そういった支援の対象を明確にして、明確になった対象に対して、公の皆様の税金をお使いするわけですから、しっかり有用な手段を取っていったほうがいいのではないかと考えております。やはり不登校問題、一筋縄ではないと思うんですが、私、今回これを議題に上げさせていただいたのは、やっぱり地域の方々もですね、「まさか自分の子供が学校行かなくなるとは思わなかった。どうしよう。」っていう相談ですとか、「学校行かなくなったんやけど、どうすればいいんやろ。うきは市には何があるん。」と聞かれて、「キーノートとか、社会福祉ありますよ。」って。でもそれが、その方々のニーズに必ずしも合っていないような状況があったので、個人的には、オンラインのお金がかかりますけどスクールもありますよとか、不登校の子でも見てくれる学習塾がありますよとか個人的には話はしてるんですけども、ぜひ市のほうで、今、リーフレットとかで出されている選択肢にプラスしてですね、幾つか新しい選択肢を検討いただければ、うきはでせっかく生まれてくれた子供たち、うきはで育ってくれる子供たちがですね、幸せになってくれるんじゃないかなと思います。この令和6年の中学生の不登校数70という数字を見たとき、すごく寂しかったですし、自己肯定感29%っていうのを見たのも寂しかったです。なので、公教育をですね、必ずしも否定するわけではないんです。いろんな選択肢が欲しいと。去年かおとし、樋口教育長の答弁の中にもですね、教育機会確保法というものを教育長が紹介されておりました。平成28年に教育機会確保法というのが制定されましたと。内容は必ずしも学校復帰が目的ではないと。真の目的は社会的自立であると。そのために、学校だけじ

やなくて、民間も、それから地域資源も、全てを総がかりで誰一人取り残さない教育をしているというのが教育機会確保法であると。なので、うきは市も「こどもをまんやかに」というところでこれから10年間テーマに掲げてやっていきますので、ぜひ考えていただければうれしいのと、これから義務教育学校の検討が始まっていくと思います。見方によっては統廃合なので重い課題、大変な課題が目の前にあるという認識の仕方もあるかもしれませんが、これから我々の手で新しい学校をつくっていけるという、前向きなわくわくした気持ちでぜひですね、学力に応じた、それから、特性に応じた、いろんな子たちが一緒に学べるような、そんな幸せなうきは市になるような、そんなわくわくするような学校にしていいただければと思っておりますので、ぜひ何とぞよろしくお願いします。

それでは2つ目の質問に行かせていただきます。2つ目のほうがふるさと納税に関してです。

この議題を取り上げたのはですね、これからうきは市には様々な課題があつて、予算がかつてくることが多々あると思っております。先ほどの午前中の御答弁でもありましたように、例えばかわせみホールとかいろんな施設に関しても、もう財源の確保が必要だつていう話も何度もいただきました。その財源の確保の一つの手段として、このふるさと納税等、深くまで質問させていただいて、私も理解するとともにですね、さらにここを伸ばしていけば財源の一つになるんじゃないかと思ひまして質問させていただきます。お願いします。

まずですね、質問に先立ちまして、昨今のふるさと納税の全国的な動向について確認させていただきます。

総務省が令和7年7月に公表した調査結果によりますと、令和6年度の全国の寄附受入額は約1兆2,700億円を超えております。これは前年度比で約1.1倍の伸びであり、受入額のベースでは、令和2年度から5年連続で過去最高を更新し続けています。また寄附を行った方々の数に関しても、約1,080万人に達しまして、初めて1,000万人を突破しております。したがってふるさと納税は、今や地方自治体が地域資源を自ら磨いて、それを自ら財源を確保して、地域振興や福祉、教育の充実に充てるための大きなチャンスとなっていることが確認できます。

一方で、我がうきは市ですが、おとしのですね、令和6年度の受入額が約4億7,700万円と聞いております。去年、令和7年度に関しましては、約4億95万円と聞いております。1年間の間に約7,600万円もの減少に転じているということです。これ、理由を聞きますと、一つは猛暑、猛暑によって農作物が不作というふうに向つておりますが、今年もそれからこれからも猛暑も襲ってくるときがあるんじゃないかなと思うとともに、このふるさと納税の受入額をですね、何とか増やしていくことで、様々な地域振興や福祉に充てられるんじゃないかと思つて、ふるさと納税について、以下4点質問をさせていただきます。

1 点目が各年度の寄附額及び寄附件数の当初目標値はどのような積算根拠に基づいて設定されているのか伺います。

2 丁目、新規商品登録数及び体験型返礼品数について、令和 6 年度から令和 7 年度にかけての登録数推移と現状について伺います。

あわせて昨年度は猛暑による農作物の不作のため、寄附額が大幅減額となったと聞いておりますが、対策の一つとして、体験型の返礼品を増やしてはどうかと考えていますが、市長の見解を伺います。

3 点目、市が委託している中間業者、これが毎年変わることは、農家さんの心理的な負担になっていると伺っております。農家さんの心理的、事務的ハードルを解消するためにも、中間業者さんとは複数年契約を行ったほうがいいと考えますが、市長の見解を伺います。

4 丁目、本年 4 月にふるさと納税推進係が新設をされております。係内の一つの事業としての扱いから、新たに係を新設されたということは、市長の強い思いがあると拝察しております。今後の展望について、市長の考えを伺います。お願いします。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいまふるさと納税の分析と今後の対応について大きく 4 点の御質問をいただきました。

1 点目の寄附額と寄附件数の当初目標値の設定についての御質問でございます。

本市では、目標設定において過去 2 か年の決算額と当年度の 10 月までの実績から算出した通年見込額の合計 3 か年のデータを基礎資料としているところでございます。これに昨今のふるさと納税市場の動向でありますとか、総務省通達による制度改正等の影響を総合的に勘案をして、次年度の目標額を設定しているところでございます。

2 点目が新規返礼品登録数及び体験型返礼品数の令和 6 年度と令和 7 年度の推移と現状、並びに体験型返礼品を増やす考えについての御質問でございます。

新規返礼品登録数につきましては、新規の登録数が令和 6 年度は 200 件、令和 7 年度は 119 件となっており、累計で 940 件の登録状況となっているところでございます。

次に、体験型返礼品数につきましては、新規の登録数が令和 6 年度は 22 件、令和 7 年度は 15 件となっており、累計で 45 件の登録状況となっているところでございます。

議員御指摘のとおり、体験型返礼品の拡充は寄附獲得に向けて有効な手段の一つであると認識をいたしております。現在、具体的な取組として、体験型に特化したポータルサイトへの登録を進めており、同サイトを通じ、宿泊施設等で利用可能な宿泊クーポンを発行することなどを予定しているところでございます。今後とも本市の魅力を生かした新規の商品開発を含め、体験型返礼品の充実についても努力をしてまいりたいと考えております。

3点目の中間事業者との複数年契約についての御質問でございます。

本市では、令和元年度からふるさと納税業務を外部委託いたしておりますが、令和7年度以降、2年連続で中間事業者を変更いたしております。議員御指摘のとおり、事業者の交代により、地元の返礼品事業者の皆様にと事務的負担や困惑をおかけしている面があることも承知をいたしております。一方で、地元の返礼品事業者に対するサポートなど、ふるさと納税における中間事業者の役割は非常に重要でございます。長期の契約とするためには、十分な意欲・能力を持った事業者であるかどうかや、地元の事業者との良好な協力関係を築くことができるかなどをしっかりと見極める必要がございます。これらの条件が満たされない場合はやむを得ず変更を選択せざるを得ない場合もあると考えております。

本市といたしましては、安定した寄附実績の確保や、地元の皆様との良好な関係構築が担保されることを前提に、中間事業者との複数年契約を締結することも選択肢の一つと考えております。目標達成に向け、今後もしっかりと中間事業者と連携し、返礼品事業者の方々がスムーズに出荷ができる体制を整えてまいりたいと考えております。

4点目にふるさと納税推進係の新設での今後の展望についての御質問でございます。

ふるさと納税制度は、地方自治体が自らの創意工夫により自主財源を確保し得る大変重要な制度でございます。一方で、市場の拡大に伴い、自治体間競争はかつてないほど激化しており、返礼品競争の過熱に伴う経費率の高騰でありますとか、高額な手数料による自治体財政への圧迫など、運用上の課題も浮き彫りとなり、国による制度の見直しや適正化が毎年のように常に行われている現状にもございます。このような極めて変化の激しい状況に対応するため、本市では個人のふるさと納税と、企業版ふるさと納税を一体的に所管し、戦略的に取組を推進する専門部署として、本年4月に企画政策課内にふるさと納税推進係を新設し、専任職員を配置したところでございます。これによりノウハウの蓄積と迅速な意思決定、新たな取組の企画力強化を図り、さらなる自主財源の確保につなげてまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 吉瀬議員。

○議員（1番 吉瀬晋太郎君） ふるさと納税の専門の職員を配置されたところ、すばらしく私も同意しております。また、中間業者との複数年契約を締結することも選択肢として考えていただけること、何とぞよろしくお願いいたします。

再質問ですけれども、本年度の目標設定額と、どのようにそれを達成されようかとされているか伺います。お願いします。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 企画政策課長に答弁させます。

○議長（熊懐 和明君） 手島課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） 企画政策課、手島でございます。

今、市長申し上げましたとおり、当初予算編成時におきまして、今、予算をですね、積算いたしまして、近年は目標額を5億円というふうに設定をさせていただいております。今、議員申されましたとおり、近年はですね、この5億に達しませんで4億円台で推移をしているところでございます。今、市長答弁いたしましたとおり、専門の部署を設けましてですね、今、担当のほうでこの中間事業者と一緒にですね、新規返礼品の開拓であったり、あるいは今まで返礼品数であるとか、その数量であるとかですね、そういったものをこれまで以上にですね、出荷をしていただけるように、返礼品として出していただけるように、提供していただけるように今努力をしているところでございます。

○議長（熊懷 和明君） 吉瀬議員。

○議員（1番 吉瀬晋太郎君） 5億というところで、具体的に専門部署と一緒に中間業者と一緒に対応されているということですが、例えば具体的に私の周りで「ふるさと納税してみたいんだけど」という話が来たときに、どのような流れで、手続でその方を御案内すればいいのか。このふるさと納税の担当者に直接お伝えすればいいのか、どのような流れになるかお聞かせいただければと思います。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ちょっと議員がおっしゃっているところが個人なのか企業なのか分かりませんが、個人のふるさと納税であれば当然議員を通じて御紹介いただくのはやぶさかではございませんし、基本的にはポータルサイトの部分ですね、よく聞くとところではさとふるさんとかですね、そういうふるさと納税のポータルサイトがあると思いますが、そういったところには大体大手のところには登録をいたしました、楽天さんとかですね。ですので、そういったところではうきは市を検索していただければ分かるようになっておりますので、そういうような御案内でよろしいかと思っておりますし、企業版のふるさと納税については、ぜひ、係のほうに御相談を賜ればというふうにも思っておりますし、当然市のホームページとかからも飛べるようになっていというふうに思っておりますので、そのような形でよろしいかと思っております。

○議長（熊懷 和明君） 吉瀬議員。

○議員（1番 吉瀬晋太郎君） すいません、返礼品にしたい農家さん、すいません、そっちです。はい、お願いします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 企画政策課長に答弁をさせます。

○議長（熊懷 和明君） 手島課長。

○企画政策課長（手島 直樹君） ただいま意欲あるですね、返礼品提供業者がいた場合のですね、

支援のお取りつなぎということかと思います。そういった意欲ある事業者でございまして、まだ我々市のほう、あるいはその中間事業者のほうがまだ発掘できていない、開拓できていない事業者でございましたらですね、ぜひ私どもとしましてもですね、まずお話をしましてですね、いい方向に向かえばと思っておりますので、適正な形でお取り計らいをしていただければと。窓口は企画政策課のふるさと納税推進係のほうにですね、適正な形でお取り計らいをいただければと思っております。

○議長（熊懷 和明君） 吉瀬議員。

○議員（1番 吉瀬晋太郎君） 令和6年度と令和7年度の新規返礼品登録数を見るとですね、6年度が200で7年度が119、体験型に関しましても6年度が22、7年度が15件となっております、受入額と新規返礼品登録数の数が比例してるんじゃないかなと推測されます。

今、答弁いただいたように、まだ開拓ができてない農家さんとか事業者さんに関して、2つ方法があると思って、一つは、今まさにしてくださってる方々にさらに数を増やしてもらうっていう方法と、もう一つは、まだふるさと納税をしたことがない、それから1回やめてしまった方々に対してさらに開拓していくっていうのが一つふるさと納税を増額していく手段の一つになるんじゃないかなと思いますが、その辺の見解を伺います。

○議長（熊懷 和明君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 議員御指摘のとおり、新しい方を増やすか今やっていたら方に量を増やしていただくかということは、理解がいくところでございます。

今、担当課とも様々話をする中で大変悩ましいのが、やはり議員が冒頭に御質問の際に御指摘をいただいたように、現状、果物とかそういったものを主体しております関係で、天候や豊作・不作に左右されやすいということが本市のふるさと納税の一番のウイークポイントじゃないかというふうに分析をしているところです。他で100億以上稼いでいるような自治体がありますが、ほとんどが工業製品であったり、あとは農業分野でいけば、食肉の和牛だとか、そういったもののよう季節を問わずに出荷ができたり高額で取引をされるようなものになります。本市もフルーツはブランドフルーツとして高く評価をしていただいておりますが、いかんせん秋を中心に限られた季節の中で、そして先ほども申し上げたように天候に左右されやすいというところがありますので、農家さんへの対応というのもしっかりと中間事業者を含めて今議員が御指摘をいただいたように、増やしていただけるのか、もしくは新しく出していただけるところがあるのかというところはしっかりと連携を図りながら模索をしていきたいと思っておりますが、今回議員が御質問で御指摘をされているような内容についての根本は、今ある価値ある返礼品にプラスアルファでそういった季節であるとか様々な要因に比較的左右されにくい。本市でいえば、龍宮さん、パシーマさんがつくられてる寝具等が非常に人気がございますが、これはまさに工業製品

で季節に左右されずに安定的に年間を通して出荷をいただいておりますが、そのような返礼品の企画や開発、そういったものが肝要ではないかと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 吉瀬議員。

○議員（1番 吉瀬晋太郎君） 納得できました。何とか、うきははこのフルーツで一つの返礼品の一つとして持っていきたいけれども、やはり環境に左右されるということ、それから工業製品とか加工品のほうが安定的に供給できるということを理解できました。

その中で今回提案させていただいた体験型のふるさと納税の返礼品というところですが、例えば体験型していくに当たってですね、昨日、野鶴議員からもありましたように中山間地域、中山間地域をメインとした返礼品、体験型の返礼品というアイデアはどうかと。ちょっと私のアイデアベースですけれども、中山間地域をメインにして、そこで何か体験型のふるさと納税返礼品をつくっていくと。そうすると、やっばうきはのよさを市外の方々が感じていただける。さらにそこで経済効果が波及して、地元の方々も活性化していくというようなアイデアを考えておりますが、市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） まさに体験型の返礼品については、実は係をつくる前からですね、以前はうきはブランド推進課のほうに担当がありましたが、体験型返礼品、どうにか新しく造成できないかということは、実はこの2年間ずっと言っていたことでありまして、考えるのが先ほど申し上げたような宿泊のポータルサイトとかで宿泊の券を作ったりとか、観光農園でフルーツ狩りをしたり、これも人気なんですけども、そういったものも当然いいんですよ。けども、今回まさに吉瀬議員が1問目の教育について御質問されたことと、この2点目について御質問されたことで、恐らく共通認識があると思うんですが、あまり上手にしゃべれるほうじゃないので不適切かもしれませんが、型にはまり過ぎてると私は思っています。別に教育委員会がどうってことじゃないんですが、例えば学校教育現場でも先ほどいただいた民間のものをどういう形で入れられるかとかっていうこと、なかなか取り組みにくいんですが、もう今、官民連携ってのが当たり前になっていて、私がこの2年間でも様々な民間企業と連携協定を結びながら様々な新しい取組をやってますけども、これやっばりなかなか役所という中で今まで体験、経験もないようなことって受け入れにくい部分があるというふうな空気感の中で今やってるんですが、でも、若手の職員を中心に一生懸命、今、様々な取り組んでいただいているんで、どんどん皆様の下に企画や形として出せるようなものがどんどん出てくるようになってきたんで非常にありがたいんですが、やっば取っかかりが非常に難しい中で、このふるさと納税もですね、この体験型っていうのをどうしても私たちフルーツ狩りだったりとか、今、リトリート体験みたいなことで、私たちの自慢すべきこのうきはの宝ではあるんですが、それも増勢大事です。一方でですね、日頃から係とか

にも言ってるんですが、ルリーロ福岡あるじゃないですか。ルリーロ福岡の選手と一緒に御飯食べれますよ、こんな権利がありますよ、それ例えば10万円ですとか、それって元手要らなくて、さっき言った季節感とか不作・豊作もなく、ほとんど元手がかからないわけですよ。そういうようなことも今やってる自治体とかたくさんあって、もう自分たちのあんまり意識とか型枠にとられない新たな取組っていうところを今、一生懸命、庁舎内で声をかけ合ってるところで、ぜひ吉瀬議員も、今日御提案いただいているようなことってそういうところに近いものがあると今感じておりますので、ぜひ今後のですね、一般質問等でも具体的な先行事例も含めたとか新しい企画とかをどんどん御提案いただけるとありがたく思っております。

○議長（熊懐 和明君） 吉瀬議員。

○議員（1番 吉瀬晋太郎君） いろいろ突拍子もないことをですね、考えてしまうくせがありまして、なかなか型にはまらないような一般質問とか、職員の方々に御質問させていただくことがあるかもしれませんが、失敗も繰り返しながらも、いろんなアイデアをですね、ぶつけさせていただければと思っております。今、権藤市長からいただいたルリーロ選手と食事ツアーは、早速考えていきたいと思っております。

すいません、今日初めての一般質問で一番最初に教育についてお話をしたかったので、特に不登校のところ、「すべての市民が幸せになれるまち うきは」っていうところで、今後とも尽力していきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（熊懐 和明君） これで、1番、吉瀬晋太郎議員の質問を終わります。

○議長（熊懐 和明君） ここで暫時休憩とします。再開は14時30分より行います。

午後2時14分休憩

午後2時30分再開

○議長（熊懐 和明君） 再開します。

次に、9番、末金良幸議員の発言を許可します。9番、末金良幸議員。

○議員（9番 末金良幸君） 9番、末金でございます。

今日最後ということですが、一般質問、初めてでございますので、若干緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私は選挙期間中も申し上げておりましたけれども、8年間、自治協議会にですね、身を置きまして活動してまいりました。そのバイブルがこちらですね。自治協議会地域計画、こちらを基本にですね、目指す目標というのが12項目あります。その目標をですね、目指して日々やってきたということでございますけれども、実質的に言うと、いろんなもの、あれがしてほしい、これ

をしてほしい、いろんなやっぱり困り事、そういうものがありますので、それをいろいろこなし
ていくうちに、非常に仕事が増えてきたというのが今の役員さんもそう思っておるし、私自身も
ですね、えらいそういうことで仕事が増えたなという思いでございますけれども、その自治協議
会がですね、今日3点項目を上げておりますけれども、どの項目にもですね、やはり自治協議会
は絡んでおるということで、そういう視点も含めてですね、質問をさせていただきたいというふう
に思っております。

それで本日は大きい項目としてはですね、3点上げております。まず1点が自主防災組織にお
ける防災意識の向上について。それから第2が自治協議会と地域計画の見直しについて。それか
ら3番目が新規就農者の現状把握と農業後継者の支援についてということで上げさせていただい
ております。

近年、災害の激甚化が進む中、地域における自主防災組織の役割はますます重要となっており
ます。しかし、地域間で活動の状況に差があり、担い手不足や平時の意識向上の難しさが課題と
なっております。まず、そういった中でですね、多くの自主防災組織ありますけれども、その組
織図を見てみるとですね、区長さんや集落の役員さんが名を連ねておるということで、そういう
方たちは年度が替わればまた変わるということで、組織図が変わってきます。そうしてどんどん
変わっていきますけれども、そういうふうにして組織図を認識している集落はまだいいほうで、
もう当初なったまま、その方がずっと名前を残って、そのまま自主防災組織として現存しておる
という行政区もあるんじゃないかなと思います。そういった中で、その自主防災組織をですね、
市として自主防災組織の現状、活動状況、それから課題、担い手の状況をどのように把握してい
るかをまず第1点としてお尋ねします。

それから、第2点として、平時からの防災意識向上に向け、研修、伴走支援、若い世代の参画
促進など、どのような取組を行っているか。また今後の方針についてお尋ねします。

3番にですね、防災士資格取得支援を行っているというのは承知しておりますけれども、その
ほかに情報通信技術を活用した情報共有や、地域の防災力向上に向けた支援策を検討しているか
どうかお尋ねいたします。

4点目として、防災関連で浸水が常態化している地域への対応はどのようにしているか。

以上、4点についてお尋ねいたします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま自主防災組織における防災意識の向上について大きく4点の御
質問をいただきました。1点目の自主防災組織の現状と2点目の防災意識の向上に向けての取組、
今後の方針、あと3点目の地域防災力向上に向けた新たな支援策については関連がございますの
で、併せて回答をさせていただきます。

市では行政区を単位とした自主防災組織の結成を推進しており、令和8年5月末時点での結成状況といたしましては、157行政区のうち148行政区で結成済みであり、結成率は約94%となっております。自主防災組織としての活動は地域によって濃淡が見られますが、地域の実情に応じた防災訓練や防災講話などの研修を通じて防災意識の維持向上に努めていただいていると認識しております。一方で、年々深刻化していくコミュニティの希薄化に加え、高齢化に伴う役員の成り手不足や役員の固定化などの多くの課題があると捉えております。

次に、防災意識の向上に向けた取組として、市では毎年出水期前に自主防災組織の代表者を対象に講習会を実施いたしております。本年も5月1日に開催し、116名の方に御参加をいただき、気象庁の新たに始まる防災気象情報、これらの情報提供を行ったところでございます。また、自治協議会や自主防災組織で実施するフィールドワークやDIG訓練等の防災訓練には市の防災アドバイザーや消防署員と一緒に市職員も参加し、伴走型の支援として取り組んでいるところでもございます。これらについては今後も継続していくとともに、若い世代も参画できるような取組も検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、防災講習会や防災訓練など、機会を見つけ、うきは防災ナビ、また福岡県の防災アプリ、「ふくおか防災ナビまもるくん」、うきは市公式LINEなど、防災情報ツールも併せて紹介を行い、積極的な活用を促すことで防災情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

あと、4点目の浸水が常態化している地域への対応についての御質問でございます。

令和5年7月豪雨により甚大な被害が出たことを受け、国・県・市などが連携をして治水対策を推進しております筑後川水系巨瀬川流域緊急治水プロジェクトでは、巨瀬川流域全体で河道掘削、築堤、樋門・樋管整備、橋梁改築、砂防堰堤の整備等を取組を実施をしており、特に直近ではうきは市と田主丸町域に2か所の大規模な調整池の整備計画が進められているところでございます。これらの取組では、再度同規模の雨が降ったとしても床上浸水が発生しないことを目標として整備が進められているところでございます。また、住宅等への浸水被害を軽減するため、必要な方への土のうの配布を行っておりますが、併せて、今年度より新たな取組として、過去に浸水被害を受けた住宅等への止水板設置に対して費用の一部を助成する補助事業を新設したところでもございます。今後もこれらの事業の進捗状況や効果を見極めた上で、必要に応じた治水対策を推進してまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 末金議員。

○議員（9番 末金良幸君） ありがとうございます。

今あった中でですね、研修、講習会をしてやっておるということで、116名の方が参加したということで、恐らく防災組織のリーダーあたりをですね、集めてしておると思います。ただ、問題なのは、リーダーも含めてですけれども、そこに住む区民の方がどれだけそれを認識してい

るか。自助・共助・公助といいますけども自助の部分、それをどれだけ市民がですね、認識しているか、防災避難用具をですね、ちゃんと準備したりとか、避難経路を確認したりとか、そういったものときの場合を想定したいろんな心の準備、用具の準備等ができておるか、そういうところというのはやはりリーダーがまた下に下ろすということが大事ではないかなと思います。ですから、またちょっと江南のことで言いますけども、江南は全部自主防災組織がございます。ただ、その方たちはですね、いつも言っておりますのは、まず集落で、行政区で研修会をしてくれと。そしてそこに集まっていただくことによって、普通の市民の方がですね、防災意識を持つと、広めるということになるという思いがございますので、やはりそこら辺りはもうどうしても自治協議会単位になっていきますけれども、防災意識を広めるためのですね、工夫をぜひお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いしときます。

それから今、止水板の設置ですか、こちらについて回答がございましたけれども、これについては実際に申請があったかどうかのお尋ね、それから高齢者でも簡単にそれをするところができるのか、その辺のお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 2点いただきました。

1点は地域で防災の部分で、これ御質問というよりも江南校区も含めたお話をいただきましたが、この部分については先ほど答弁をしたとおりですね、もう自主防災組織、いわゆる行政区単位で実施をするフィールドワークやD I G訓練、D I G訓練と書いてディグ訓練といいます、そういったもの、昨日飯田議員が竹重区と西屋形区でしたかね、で実施をされたというようなものがまさにそれでですね、これになりますと、議員が懸念されているような、代表の方、区長さんが毎年変わったら毎年、代表者が変わるってというようなものではなくて、地域でもう皆さんに寄っていただいでみんなで地域を歩いて、どこが危ないとかどこが安全とかっていうことを見て防災マップつくりますので、他人事ではなくて自分事として情報共有ができますので、このフィールドワークやD I G訓練ですね、こういったものをぜひ江南自治協議会でも、また各、今11の自治協議会にお願いをしております、妹川が先行してですね、各行政区ごとにやっております、今、竹重とかでもやっていたいようですので、ぜひこれがですね、157の行政区1個1個やらなくても竹重と西屋形のように2つ一緒とかでも大丈夫ですので、そういった形でやっていただくことが議員が懸念されているような組織の濃淡が出たりとかそういったところに有効なんじゃないかと思っておりますので、ぜひこれは議員からもですね、広くお声がけをしていただければありがたいなというふうに思っているところです。

止水板の現状の状況については担当課長より答弁をさせます。

○議長（熊懷 和明君） 高山課長。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 市民協働推進課、高山です。よろしくお願いいたします。

止水板設置の補助についてですね、2点御質問いただきました。まず申請状況でございますけれども、現在ですね、3件の申請と6件の相談がっております。合わせて9件ですね。こちらにつきましてはですね、ちょっと想定よりもですね、多めにちょっと申請相談ございましたので、今回6月の補正でですね、改めて増額をお願いするところで考えているところでございます。

あと2点目でございますけれども、高齢者の設置についてでございますけれども、窓口にてですね、もう相談、高齢者の方来ていただければ、まず止水板がどういうものであるか、実際にどういう対策で止水板を活用するのか、そういった要件等も踏まえてですね、御相談いただければですね、詳しく係のほうで御指導していきますんで、教えていきますんで、まず気軽に窓口来ていただければと思っております。高齢者でももちろんですね、対象になりますし、もう被災された、増水で、住宅に影響がある方はもう対象になりますんで、御相談いただければと思っております。

○議長（熊懷 和明君） 末金議員。

○議員（9番 末金良幸君） ありがとうございます。高齢者でも扱えるということで、実際江南はですね、美津留川という河川を抱えておりますので、やはり浸水地域がどうしてもございますので、それはぜひお願いしたいと思います。実際、現場を見てみると、もう自分でブロック塀を築いてあるですね、ようなところもございますので、そういうのがあると非常に絶対的な効果にはならないと思いますけれども、安心できるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、今、防災の中で出てきましたけれども、美津留川河川の問題はどうしても江南は避けて通れない部分です。先日、情報が入りまして、美津留川の筑後川の入り込み、美津留川は途中で用水に変わったりもしますけれども、最終的な排水が田主丸町の石王のほうに出るというふうに聞いております。石王のほうでですね、内水氾濫が起きるということで、久留米市のほうにですね、陳情があったということで、視察に来てあったということでございますけれども、そういうふうにして河川の終わりのほうは整備をしておりますが、江南地区のほうはですね、なかなか整備が進んでいないということで、7年度ですかね。今、工事をまだしておりますけれども、稲崎の護岸工事をされておりますし、上古賀のほうもですね、川底のしゅんせつをしておるということでございますけれども、根本的なあれになるのかなと思っております。といいますのは、上古賀のほうからですね、下流に向かってバイパスの上が美津留川を通っておりますけれども、その橋脚が非常に狭いんですよね。ですから、美津留川自体の川幅が狭くなっておるというふうな感じです。ですから、幾ら上を整備してもですね、その上古賀のバイパスの橋脚のところが広がらんと水ははけないんじゃないかなという思いがしております。これはもう県営河川ですのでですね、県のほうに県土整備のほうに要望していかなければならない問題ですけれども、現

地に立ってみると、そこが非常に明らかになりますので、こういった部分、また今年度はですね、もう既に美津留川の河川の整備については、自治協を通じて区長さん連名で出しておりますけれども、折に触れてですね。機会があれば、そういった取組をしておるということで、全面的なですね、支援がいただければと思っておりますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。これはもう要望でございますので、先に進めさせていただきたいと思います。

2番の自治協議会と地域計画の見直しについてということでございますけれども、先ほど地域づくり計画を申しておりましたけれども、私、江南の立場でどうしても言いますけれども、江南は合併した当初ですね、中央公民館制度ということでございまして、校区に公民館がございました。それぞれ分館という形で各集落にですね、分館があつて、それを合併することによって、なかなかそれぞれの中央公民館制度では図体がかなわんということで、公民館制度に移行したという話を聞いております。そういった中で、公民館の中で、その校区のですね、先ほど言いました地域計画をつくって、住みよいまちづくりということで進んできたというふうな認識をしております。ただ、この計画もですね、28年ですか、できたのがですね、平成28年ですのもう12年経過をいたしております。その中で1番にありますように市としてこの12年間における自治協議会の成果と、課題をどのように評価しているのか、それを1点お伺いしたい。

2点目としてはですね、当初、地域計画は自治協議会ごとに自ら策定していますが、見直しについても各自治協議会に任せるのですか。また自治協議会への支援体制をどのように強化していくのですか。これについては、自治協議会は定期的にですね、会長、事務局長会議をしておりますので、こういった中でもテーマを上げてですね、検討していくこともいいんじゃないかなと。なかなかよその自治協議会のことには口は挟めませんが、自分たちがこういうふうにしておるというふうな話を持って行って、いい方向に進めばいいと思っておりますので、そういった会議をしてお互いを研さんして高めていくのも一つの方法ではないかなと思います。

それから3番の役員の高齢化、固定化、事務負担の増大など担い手不足への対応として、事務局機能強化やデジタル化による負担軽減などの取組を検討しているかという、以上3点についてお伺いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 榑藤市長。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま自治協議会と地域計画の見直しについて大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の移行から12年が経過をした自治協議会、これについての成果と課題についての御質問でございました。

うきは市では12年前に地域コミュニティの基盤を公民館から各校区の自治協議会へと移行をいたしました、これにより地域の特色に合わせた住民自治の体制が確立されたというふうに認

識をしているところでございます。その上で、現在、各自治協議会では高齢者の買物支援などの移動支援事業や、地域の歴史を有識者が講演を行う独自の歴史教育、地域それぞれの特色を生かしたお祭りやイベントなど、地域によって多様な取組が行われているところでもございます。このような地域を盛り上げるために一体となって取り組む地域住民のつながりこそが、この12年間の大きな成果であるというふうに考えているところでございます。

一方で、各自治協議会における担い手不足による取組の継続性などが今後の課題であるというふうにも認識をいたしているところでございます。

2点目の次の地域計画の見直しについての御質問でありますが、地域計画につきましては各自治協議会を中心に、地域を熟知した地元の方々が主体的に見直しを行っていくことが肝要であるというふうに考えておりますし、これが一番地域に沿った効果的な形であるというふうに考えております。今後の計画見直しにつきましては、市としても情報共有でありますとか先ほど議員から御指摘をいただいた自治協議会の連絡会議等がございますので、そういったところでの情報共有でありますとか、実際に計画見直しの策定に当たっては策定業務の支援などですね、積極的な支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

3点目の自治協議会の負担軽減への対応についての御質問でありますが、自治協議会発足当時から委託業務等がかなりこの12年間で増加をしておりますし、業務量自体も増えていることも自治協議会の事務局の負担の原因になっているというふうに認識をいたしております。対応に当たっては、まず、類似したイベントなどの、例えば共同開催であるとか、あとそれぞれ部会等があるかと思いますが、そういったものの合併や合同の開催というようなことでの会議数を減らすなどの物理的な方法も一つ考えられるというふうに思っております。また、議員から今回御指摘をいただきましたデジタル化というような面で申し上げますと、ウェブの会議を活用するような形、今もう既に事務局長さんの会議のときにはオンラインでの会議を開催をさせていただいておりますが、そういったことでありますとか、あと直近では、生成AIを活用した文書作成であるとか、そういったものですね、こういったものを導入、新たな技術の導入による事務の効率化も併せて図っていく必要があるというふうに考えております。

各自治協議会と市でこうした内容について連携を常に図りながら、増加する業務への対応にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 末金議員。

○議員（9番 末金良幸君） ありがとうございます。

自治協議会も11自治協議会ありましてですね、それぞれの地域でやっぱり悩みが違います。山間部、姫治地区の会長と話すと、「いつも何してありますか」つつつたら、「草切りばっかし」というふうに言っております。やっぱり自治協議会というのは地域に根差しておりますから

ですね、やっぱり景観、やっぱそういうところにも力を入れますので、そうするとやっぱりそういう面積の多いところは、会長自らが草切りをせなんというふうなところではないかなと思います。草切りをしておけばそれで終わるというわけには会長はいきませんので、そういった部分ではですね、やはりそれぞれ自治協議会ごとに特色がありますので、そこら辺をやっぱりそこいら辺りを把握してですね、指導をお願いしたいと。草切りをかせしてくれとは言いませんけれども、何かうまい方法があればですね、そういったことにもアドバイスをいただければと思います。

それから、今、冒頭言いましたように、いろいろ業務が非常に増えてきております。そういった中で、合同会議の中でも市長さんお聞きになったと思いますけれども、事務局長の手当を上げてくれというふうな要望、小さいことでもありますと言いました。1万円上がったということでございますけれども、自治協議会には局長だけではなく、事務員さんもおりますからですね、そういった方に配分すると、とても上がったという感覚はないのではないかなと思います。そういうことで事務局長、会長の成り手がないということで、非常に難しい部分ではないかなと思います。合同会議の中でもう出ましたのもうこれ以上は言いませんけれども、やはりお金で動くのはいいい自治協議会というのはできないと思う、やっぱり信念があつてですね、やっぱりやっっていくということが非常に大事なことだろうと思いますけれども、やはりそこには何かあるのではないかなと思いますので、達成する喜び、そういうのもありましようけれども、報酬的なものもですね、やはり必要ではないかなというふうに痛感しておりますので、そこいら辺りはよろしく願いをしたいと思います。

それから、これはやはり災害ともつながっていきますけれども、自治協議会の中で、災害が起こったときのですね、自治協議会の対応、今、どうしておるか分かりませんが、私がおったときは、昼間の災害のときは自治協議会で対応してくれと。避難所開設等ですね、したときに対応して受付等の準備をしてくれとかそういうふうな形に今もなっているんじゃないかなと思います。ただ、本当に被害が出たときに、自治協の担当者が行けるかというと、そこには非常に問題があると思います。5年前ですかね、大雨のときに自治協に私が行こうとしたときに、いろんな道路がですね、水につかって行けない状況というのがありました。これがもっと降ったらいいよいいけんなということで、なかなかそこ辺の対応が非常に難しいと思います。ですから、自治協議会と防災と非常につながっておりますんですね、そこら辺をお願いしたいというのが一つ。

それから防災のところで1つ言い忘れておりましたけれども、数年前に大型台風が来るといったときに、るり色のほうにお年寄りを先に避難させようとして行つたと。そしたら、るり色がいっぱいでもう入れませんというふうなことがあったというふうに聞いております。ですから、あのときは非常に多かったと思います。恐らく近辺のホテルも満室になったというふうな話を聞いております。ですから、何でるり色に避難するのかかなと思つたら、やっぱりあそこはバリアフ

リーで使いやすい、そしてダンボールを敷いてこうしてあるから、プライバシーも守れるということで、そういうことで、もしるり色に集中した場合ですね、「んなら、いっぱいけ、よそさい行ってくれんの」ち言うわけにはいかないと思いますので、そういった場合の対応をですね、早めに避難するということであれば、どこに避難するのか。例えば、自治協管内でも公民館があったところが3つか4つあります。ですから、地元の公民館も使えない。るり色にも行けないということで、水害の場合、自治協が指定避難所ですけども、あそこも大きい水害になったら恐らくつかります。そうした場合に、恐らく小学校に避難することになるのかなと思いますけども、そういうときに小学校に移動できるのかなと思います。ですから、指定避難所の設定の仕方でもですね、本当に自治協でいいのか、コミュニティセンターでいいのか、やはりもう最初から小学校ということも頭に置かなければならないのではないかなと思っております。この一般質問の会議録を見ておりましたら、避難所、小学校に避難所をするのに、空調設備がないというふうな意見が出ておったのを目にしましたので、もしそういうことで、避難所を小学校として設定しているのであればですね、それを住民に知らせておかんと、集落の座談会に行ったときに、「私たちはどこに避難すればよかつの」というふうな質問をいただくことがあります。それはもう自治協ですよと言いますけれども、「自治協は水につかるもん」というふうな回答になりますので、本当の避難所の案内というのをですね、的確にやらんと、本当水害が来たときには大変なことになるというふうな気がしております。ということで、ちょっと戻りましたけれども、もう回答は要りませんけれども、そういうことで実質的に住民がそういうふうな不安を抱いてあるということを認識をお願いをしたいと思います。

大きい項目の3点目、新規就農者の現状把握と農業後継者の支援についてのお尋ねです。

新聞でも非常ににぎわしておりますように、中東情勢の緊迫化で、肥料、飼料、燃料などの資材価格が高騰し、特に施設園芸農家では経営継続が困難な状況を生じております。こういった中で新規就農者は一定いるものの、定着をするには非常に経営安定的に課題が多いというふうに思っています。そういうことで、質問としては4点上げておりますのでお願いをしたいと思います。

まず、1点目として、市として新規就農者の人数、定着率、課題をどのように把握しているかを1点お尋ねします。

それから2点目、施設園芸燃料をはじめとする資材価格高騰に対し、市としてどのような支援策を講じているか。また、今後の対応方針についてということで、これについては先日、会議の中でもですね、支援策を2点提案していただいておりますのでそういうふうに取り組んでおることは分かりますけれども、恐らく、長引けばですね、継続的な支援が望まれてくるのではないかなと思いますので、その辺を含めて回答をお願いをしたいと思います。

それから、大口農家や担い手農家を含む農業後継者への支援について、市としてどのように強

化していくのかをお尋ねです。

それから4点目、中長期的に農業を持続可能な産業として維持するための市のビジョンがあればお聞かせをお願いしたいと思います。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（熊懷 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま新規就農者の現状把握と農業後継者への支援について大きく4点の御質問をいただきました。

1点目の市として新規就農者の人数、定着率、課題をどのように把握しているかについての御質問でございます。

まず新規就農者の人数につきましては、平成21年から令和7年度までの間に、国の就農支援事業を活用し、97名が本市で農業を開始をいたしております。本市では県やJAグループが主催する新規就農セミナーへの参加をはじめ、月1回の新規就農者相談会を開催するとともに、JAや久留米普及指導センターと連携をしながら、毎年新規就農者数や支援事業の活用状況を把握しているところでございます。

次に、定着率につきましては、過去5年間に国の事業を活用して就農した方は、全ての方が現在も本市で農業を営んでおられますので、支援制度の効果は現れているものと認識をいたしているところでございます。

新規就農の主な課題といたしましては、初期投資の負担が大きいこと、栽培技術の習得に一定の期間を要すること、経営が安定するまでの間に所得面で不安定さを抱えやすいことなどがあると認識をいたしております。これらの課題に対応するため、就農後に年2回の面談を実施し、営農継続の状況や課題把握に努めているところでもございます。また、市独自の支援として、農業資材や機械設備費用の一部を助成し、負担の軽減も図っているところでございます。また、令和8年度、今年度からは、国の就農準備資金と経営開始資金が年150万円から165万円に増額をされる見込みともなっております。このことにより初期投資や経営安定に向けた負担軽減が一部図られるものだというふうに認識をいたしているところでもございます。

新規就農者が安心して営農継続できる環境整備は、本市農業の持続的な発展にとって大変重要であると考えており、今後も関係機関と連携しながら、新規就農者の状況把握と支援の充実に努め、地域全体で新規就農者を支える体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

2点目に、施設園芸燃料をはじめとする資材価格高騰への支援策と今後の対応方針についての御質問でございます。

近年の施設園芸を取り巻く経営環境は、国際的な原油価格の高騰や世界情勢の不安定化、さらには円安の進行などを背景として、燃油価格や農業資材価格の高止まりが続く大変厳しい状況に

あると認識をいたしております。特に施設園芸農業におきましては、冬の時期の加温でありますとか、施設内の環境制御のため、重油、灯油、L P ガスなどの燃料を多く使用することから経営コストに占める燃料費の割合が高く、国際的な価格変動の影響を受けやすい構造にあるというふうに認識をいたしております。加えて、農業用ハウスの被覆資材、肥料、農薬などの生産資材も価格上昇が続いており、本市の基幹産業である園芸農業への影響は大きいものというふうに認識をいたしております。

このような状況の中、国において、施設園芸等燃料価格高騰対策として、燃料価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付するセーフティーネット制度が講じられているところでございます。本市におきましても、こうした国の制度に加えて、令和7年度12月補正予算において、市独自の燃油等高騰対策事業を実施し、農家の負担軽減を図ってきたところでもございます。

また、本定例会に提案しております令和8年度6月補正予算案におきましても、農業用ハウス被覆資材高騰対策事業費補助金を計上いたしております。ビニール資材等の価格高騰により影響を受けている農業者に対し、速やかに支援を行い、農業経営の負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

今後も燃油価格や資材価格の動向を注視し、関係機関、国や県とも連携を図りながら現場の実情把握に努めてまいりたいと考えております。

3点目の大口農家や担い手農家を含む農業後継者への支援強化についての御質問でございます。

本市農業の持続的な発展のためには、地域農業を支える担い手の確保育成と次世代への円滑な継承が重要であると認識をしているところでございます。認定農業者をはじめとする担い手農家に対しましては、国・県の補助事業を活用し、ハウスや果樹棚などの施設整備、農業機械の導入を支援しているところでございます。これにより高収益作物への転換、生産性の向上、省力化の推進を図っているところでございます。

また、新規就農者に対しましては国の新規就農者育成総合対策事業により、経営開始後の所得確保や施設整備、機械導入を支援しているところでございます。加えて、市の独自の支援により農業資材や機械設備の導入費用の一部を助成し、経営基盤の確立を後押ししているところでもございます。

一方で、農業従事者の高齢化や後継者不足を背景に、担い手の確保は大きな課題となっております。今後の支援強化に当たりましては、主に次の3点に重点を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

第1に後継者のいない農家が有する農地、施設、機械、栽培技術などの経営資源を次世代へ円滑に引き継ぐため、親族内継承に加え、第三者継承も含めた取組を進めてまいりたいと考えております。また、事業継承に関する民間の専門的知見も参考にしながら、経営資源の把握と整理を

進め、継承を希望する農家と新たな担い手をつなぐ仕組みづくりを取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

第2に農業委員会、J A、久留米普及指導センターなどの関係機関と連携し、農地や施設に関する情報共有を進め、規模拡大を希望する担い手への支援をつなげてまいりたいというふうに考えております。

第3に大規模農家や認定農業者だけでなく、小規模農家も含めた多様な担い手がそれぞれの経営実態に応じて営農を継続できるよう、地域の実情に応じたきめ細かな支援について今後もしっかりと努めてまいりたいと思っております。

本市の基幹産業である農業は同時に地域の暮らしやコミュニティを支える重要な柱であると考えております。今後も国、県、J A、農業委員会、久留米普及指導センターなどと連携を図りながら持続可能な農業の実現を目指してまいりたいと考えております。

最後に、4点目の中長期的に農業を持続可能な産業として維持するための市のビジョンについての御質問でございます。

農業を持続可能な産業として維持していくことは本市の将来を見据える上で極めて重要な課題であると認識をいたしております。本市農業は果樹園芸を中心に地域経済を支える基幹産業であるとともに、景観の形成、地域資源の保全、さらには農村地域におけるコミュニティの維持にも大きな役割を果たしております。また、専業農家に加え、副業的農家や新規就農者など多様な担い手によって支えられていることも特徴でございます。昨日の野鶴議員への答弁でも申し上げましたが、中長期的な農業振興の方向性につきましては以下の4つの重点課題を取り組んでまいりたいと考えております。

第1に収益性の高い農業の実現と、高付加価値化でございます。本市の強みである果樹産地としての特色を生かし、品質向上や商品の差別化、販路拡大、6次産業化、観光や直売との連携などを進め、農業者の所得向上と再投資可能な経営の実現を目指してまいります。

第2に多様な農業人材の確保・育成と労働力支援でございます。認定農業者や農業法人に加え、新規就農者、親元就農者、第三者承継による参入者など多様な人材が農業を支えることができる環境づくりを進めてまいります。あわせて農繁期における労働力不足への対応や、就農から定着までの切れ目のない支援などにも取り組んでまいりたいと考えております。

第3に有害鳥獣対策の強化でございます。有害鳥獣による被害は、農作物の減収にとどまらず、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加につながる大きな課題でございます。そのため、捕獲、防護、環境整備を組み合わせた総合的な対策を進め、地域ぐるみで営農継続を支える体制強化を図ってまいりたいと考えております。

第4に農業生産基盤の維持整備でございます。人口減少や高齢化が進む中であっても、農地、

水路、農道などの基盤を適切に維持し、地域計画との整合性を図りながら担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止、農地や経営資源の円滑な継承、地域の実情に応じた農地利用の最適化等に取り組んでまいりたいと考えております。これらの重点課題に対応していくためには農業者、ＪＡ、農業委員会、関係機関との連携が不可欠でございます。再度、野鶴議員への答弁と同様となり大変恐縮でございますが、今後、農業者や関係機関との協議・連携を通じて、現場の実情を踏まえた本市農業の中長期的なビジョンを具体化し、目指すべき姿を共有しながら、実効性のある施策の検討と実行を進めてまいりたいと考えております。

○議長（熊懐 和明君） 末金議員。

○議員（９番 末金良幸君） ありがとうございます。農業を取り巻くですね、状況は非常に厳しい中で、取り組む課題というのは今言いましたように非常に多いというふうに感じております。

そういった中で、今、回答の中でちょっと気になる部分だけをちょっと質問させていただきます。

まずＪＡが合併しております。うきは市としてはフルーツ王国ということで、フルーツを非常に前面に打ち出しております。観光部分はそれでいいんですけども、じゃあ部会が共販する作物についてＪＡ福岡くるめということで出荷されることになれば、うきはのブランド力、これをですね、どう維持していくか、こういった部分についてのお考えがあればぜひお願いをしたいと思います。

それから、今、新規就農者ですね、非常に結構根づいて頑張っている方もおるということでございます。そういう方を見ていると、やはり営農部分での指導、そこ辺が非常に重要であると思います。そういった中では、ＪＡの部会に入るということであれば、非常にですね、心強い味方になると思いますし、販売面でもですね、自分で探さなくて共販ということでできますので、そういった部分のＪＡとのですね。タッグをですね、力強くやってほしいと思います。実際、新規就農者が迷うのはですね、販売もですけども営農、それから、地域とのコミュニティー、要するに地域に根差すわけですから、そういった部分についてですね、新しく来た人と地元の方とのですね、コミュニティーの構築をどうしていくか。そういった部分では年に２回面談をするということでございましたけれども、それでは恐らく足りない。ＪＡはＴＡＣという組織がですね、個別に小まめに農家を訪問をしております。そういったところでですね、組み込んで、やはり常に誰かと相談ができるという体制というのが非常に大事であると思います、新規就農者はですね。そういった部分でお願いをしたいと思います。

新規就農者と併せてですね、親元就農、後継者ですね、こちらがなかなか育たないということで、やはり親がですね、「もう農業は骨折るき、いかん」ということになると、どうしてもやっぱり農業から遠ざかると。ただ、今残っておるところを見ると非常にやっぱり頑張っているところ

ろには後継者も育っておるというところもあるようでございます。ですから、農業の後継者を育てていく、担い手も大事ですけども、親元就農、担い手、後継者をですね、どう根づかせるか、そういった部分も非常に大事だろうと思います。で、やはりもう中央の大学とかそういうところに行ったらなかなか帰ってこないというのが現状かなと。Ｕターンでやっぱですね、農業を見直すということで帰ってくる方もおられますけれども、多くの方がやはり一流の大学を目指していくということになると、そういうことになるのかなと思います。高校の進学率を見ても究真館高校ではなくですね、進学率の高いところを目指していくということは、やはりそれだけ農業から離れていくということになりはしないかなと思いますので、そういった部分についての含めたところでの御回答がいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（熊懐 和明君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま大きく3点いただきました。

1点目のＪＡの合併についての御懸念でございますが、ＪＡ福岡くるめになりまして、うきはのフルーツがというような御質問だったと思いますが、右田組合長とも様々意見交換をしながら取組を進める中において、逆に私が今見た、組合長と意見を共有しているところは、これまで培ってきたこのうきはブランド、ＪＡにじのブランド力、これが組織が大きくなったＪＡ福岡くるめの組織力の中でしっかりと全国に発信をいただけるんじゃないかと。うきはのブランド力を逆に今度は大きくなったＪＡさんの組織力を生かして、もっともっとグローバルに展開できるんじゃないかという期待を私も組合長も持っているところでございますので、逆転の発想になろうかと思いますが、そのような中でしっかりと取組を進めてまいりたいと思っているところでございます。

2点目の営農や販売、地域コミュニティに関する特に新規就農者の皆さんの相談ということでございますが、当然、農林振興課、また農業委員会等でもですね、折に触れて新規就農者については相談等もお受けしていると思いますが、議員が御指摘をいただいたやはりＪＡさんのこの御協力というのが非常に肝要だと思っておりますし、御指摘をいただいたＴＡＣですね、担い手の専門の部署がＪＡさんにはございますが、そうしたところがきめ細やかに新規就農の皆様のフォローであるとか、担い手のフォローというところをやっていただいておりますので、そういったところとは、農林振興課もしっかり今、情報共有、連携を図っておりますので、そうしたところで私どもでできる部分についてはしっかりとお支えをしていきたいというふうに思っておりますし、今、議員から御指摘をいただきまして、親元就農がなかなか育たない一面もあるというような新たな情報もいただきまして、そうなのかと逆に私は気づきをいただいたところでございます。特に果樹栽培等はですね、家族経営、親元就農というのが多うございますので、そういったところでありまして、どのような形でですね、市として支援をするのが望ましいのかというこ

とは今後少し研究をさせていただきたいというふうに思っております。

あと、いただいた御意見と類似する部分で申し上げますと、今、若い方、特に議員が御懸念されている、中央のほうに出ていくとなかなか地方に戻ってこないんじゃないかというところは、親御さんが農業はきついからもうと言われるのもあるでしょうが、あとはやはり農業のどうしてもイメージというのが、おっしゃられるようにきつかったりだとか大変だったりというイメージが多いんじゃないかというところで、今、特にＪＡの青年部の皆さんが熱心に取り組まれているのがやはり動画の作成ですね、広く情報展開を図っていただいている。この動画づくりがまたＪＡにじの、今、ＪＡ福岡くるめのにじ地区の青年部の評価が非常に高くですね、全国の賞、最優秀賞を取るような動画を２回お作りになってですね、いる動画をこの前、私も拝見したんですが、非常に農業っていうのがやっぱり人が口にするものを作る尊い仕事だということと、若い人がしっかり活躍して稼げる仕事だということをうまくＰＲしてる動画を作成して、今、 유튜브などでも見ることができますが、ああいった形ですね、やっぱり誇れる仕事だ、かっこいい仕事だということとですね、しっかりと収入が得られる、稼げる、家族を養っていけるということをＰＲすることは非常に大事なことだというふうに考えております。特に今、中央に出た皆さんが都心で感じているのは、そう簡単に安く食料品とかが手に入らなくなっている、食料安全保障の問題とかを田舎にいるよりも都会にいた方が問題意識を持つような機会が増えてきておりますので、この情報発信は非常に有効だと思っておりますので、機を捉えてＪＡ青年部さんとも話をしながらですね、市としてもそういった帰農していただくような、帰ってきてもらえるような、そのような提案、動画等の配信等もですね、少し検討していきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（熊懐 和明君） 末金議員。

○議員（９番 末金良幸君） あまり、なくなったわけでございますけれども、最後に農村の高齢化ということでですね、やはり先ほど言いました後継者の部分等も絡まりますけれども、後継者がおらんと、で、もういつやめようかと思ひよるということで営農されてあると。ただ、今はまだですね、大作の人たちが引き受けてもいいよというようなところもありますけれども、急に１町、２町増えてもですね、やっぱり困る部分があります。そういうことであれば、やはりもう高齢者のところはですね、早く情報、そういうふうに考えておるということを言えればいいんですけども、やっぱできるしこはやろうという思いがやっぱり強ございますので、そういった中でそういった情報をですね、マッチングさせるまだ余裕があるよというところともうし切らんよというところと、やはりマッチングさせて早く情報をですね、把握しておくということによってスムーズに小作がですね、運べるというふうなところもございまして、そういった情報をですね、いかに使うかというところについても、やはり農家を足しげく回るのが市としての基本だ

ろうと思いますので、よろしくお願いをしておきたいと思います。

何か言い忘れましたが、なかなか、野鶴議員はもうずっと継続的に農業問題について質問されておりますし、今、私が3点、いろいろ災害も含めて言いましたが、農業問題というのはなかなか簡単には解決しないと。ただ、農業でやっぱり一番うれしいのは、収穫の喜びだろうと思います。一生懸命育ててですね、それを自分の手で収穫して味わう、手で握るというのがやっぱり農業の最大の喜びだろうと思っておりますので、そういうことをですね、小さいときから経験できるというのも一つの案だろうと思いますので、その辺も含めて、よろしく御検討方をお願いしておきます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（熊懷 和明君） これで、9番、末金良幸議員の質問を終わります。

○議長（熊懷 和明君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

連絡します。明日6月17日は、午前9時から一般質問、その後、議案質疑を行います。よろしくお願いします。

以上です。

本日は、これで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時30分散会
